

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	31 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年3月まで

平成9年2月初旬に、年金制度が変わることを報道で知ったことから、A社会保険事務所に年金の相談に行ったところ、未納となっている期間の保険料を支払うよう言われた。同年2月13日に夫の預金通帳から30万円を引き出して、同社会保険事務所に電話したところ、自宅に集金に来てくれると言われた。

翌週の初めに、社会保険事務所の職員が集金に来て、2年分程度の保険料を支払い、領収書を受け取ったことを記憶している。しかし、領収書を紛失したので、証明できるものはないが、保険料を納付していることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続後の加入期間について、保険料をすべて納付し、加入直後から5年間は保険料を前納している上、平成14年度以降、13回にも及ぶ種別変更手続を適切に行っていることから、申立人の国民年金制度への関心は高かったものと考えられる。

また、申立人の「平成9年2月の国民年金制度に関する報道を契機に国民年金に加入し、区役所の指導を受け、社会保険事務所で過年度保険料の納付について相談し、その後、戸別徴収員に未納期間の国民年金保険料を納付した。」とする主張は、平成9年2月当時、同年1月から実施された基礎年金番号制度に係る報道がされていた可能性があったこと、申立人の夫の預金通帳で同年2月13日に現金の引き出しが確認できること、当時、社会保険事務所では過年度保険料の戸別徴収を行っていた可能性があったことなどから、不合理な点は

みられず、基本的に信用できる。

しかしながら、申立人が国民年金の加入手続をした平成9年2月時点では、6年12月以前の期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年1月から8年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から同年10月まで
② 昭和39年8月から43年9月まで

結婚前は、多分、父親が国民年金の加入手続を行い、母親が保険料を納付してくれていたと思う。

また、結婚後は、A市B地区の社宅に住んでいたが、社宅には国民年金に任意加入している人が多数おり、毎月集金に来ていた市の徴収員に月額300円ぐらいの保険料を支払っていた。

保険料を納付していると思うので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間は3か月と短期間であり、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年6月に払い出されていることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和43年11月から60歳になるまで国民年金に任意加入し、付加保険料も納付している期間があり、保険料の納付意識は高かったことが認められること、申立人の36年4月から同年7月までの保険料は現年度に納付されていることが確認でき、当時、納付可能であった申立期間の保険料を納付しないのは不自然であることを踏まえると、申立人の母親は申立期間①の保険料を納付していたものと認められる。

2 申立期間②について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、社会保険庁のオンライン記録では、結婚前の昭和36年6月に国民

年金手帳記号番号が払い出されているが、転居による住所変更、結婚による氏名変更及び種別変更の手続が適切に行われておらず、その後、45年4月に任意加入者として別の国民年金手帳記号番号が払い出され、これらは平成元年3月に納付記録が統合されていることが確認できることから、申立期間当時はA市において国民年金に未加入であったと考えられ、国民年金保険料は納付できない期間である。

さらに、A市における国民年金保険料の集金人の存在は確認できるが、申立人が当時一緒に国民年金保険料を納付していたと主張する知人も国民年金に未加入であり、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年8月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から昭和58年3月まで

昭和55年6月に勤めていた会社(A市)を退職して、B店を営む実家(旧C町)に戻り、転入届を提出した。2、3日後の同年6月16日に役場から国民年金の加入手続をするよう呼び出しがあり、D銀行の通帳、印鑑、厚生年金手帳を持参して、同日中に加入手続をした。以後、口座振替で保険料の納付を続けている。

社会保険庁の記録では、昭和58年4月から保険料を納付したことになっており、55年6月から58年3月までの保険料は未納とされているが、口座振替で保険料を納付しているはずなので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を口座振替により納付したとしているが、振替口座の預金通帳は既に廃棄したとしており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人は、昭和55年6月に加入手続をしたとしているが、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、58年11月に払い出されていることが確認できるほか、申立期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は認められないことから、申立期間当時は未加入であったと考えられる上、申立期間のうち、55年6月から56年9月までの期間は、58年11月の時点において、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間後の昭和58年4月から59年3月までの現年度保険料は、加入手続を行ったと推認される58年11月に一括納付されていることが旧C町の被保険者名簿の記録から確認でき、口座振替によって定期的に納付していた

状況はうかがわれず、同被保険者名簿によると、申立人が口座振替によって納付を開始したのは60年4月であることが確認できる。

一方、社会保険事務所の特殊台帳及び旧C町の国民年金被保険者名簿の記録から、昭和59年7月から同年9月までの分の保険料が重複納付され、申立人に同年9月に全額が還付されていることが確認できる。

過誤納保険料を還付する場合、当該被保険者に充当可能な未納期間がある時は、還付に代えて未納期間の保険料に充当されるべきであるにもかかわらず、充当処理が行われずに全額還付されていることから、還付決定時点で少なくとも充当可能な昭和57年7月から58年3月までの保険料は納付済みとされており、過年度納付により未納保険料が納付されていたものと考えても不自然ではなく、さらに、過年度納付を行ったのであれば、加入手続時点で時効を迎えていない未納期間のうち先に経過した56年10月から納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和43年3月
②昭和43年12月
③昭和44年2月から45年5月まで
④昭和49年3月から49年10月まで
⑤昭和51年5月から53年3月まで

昭和51年5月に厚生年金保険から国民年金への切替手続のため、A市B区役所年金課窓口に行った際に、窓口担当者から、「国民年金保険料の未納分6万7,000円又は7万6,000円の金額を一括納付すると、全期間継続したことになる。」との説明を聞き、手続を依頼した。後日、納付書が送られ、C銀行窓口で納付しているので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月に国民年金加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは53年12月である上、51年5月当時は特例納付を実施しておらず、申立期間のほとんどは時効により納付できない期間であることから、申立内容に不合理な点がみられる。

一方、申立人が国民年金加入手続の際に行ったとする未納保険料の納付に係る記憶は具体的であり、納付方法や納付場所の記憶が鮮明である。また、A市では当時、過年度保険料の納付書を交付することもあったとの証言もあり、申立人が区役所で未納保険料の納付勧奨を受けたとする点について不自然さは無い。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間直後の昭和53年度以降、保険料を前納している期間がみられること

から、国民年金に加入後の申立人の納付意識は高かったことがうかがわれる。

加えて、昭和 53 年 12 月時点で納付可能だった過年度保険料及び現年度保険料の合計額と、申立人が記憶する納付金額がおおむね一致することから、申立人は国民年金に加入した時点で過年度納付が可能な期間について、さかのぼって納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

昭和45年3月に夫が退職して、同年4月にA町からB市に転居した。引越荷物の片付けをしている最中に、市役所の勧誘員が自宅を来訪し、その時に、国民年金加入手続及び夫婦二人分の保険料を併せて4,500円ぐらい納付した。また、夫がC共済組合を辞めたばかりで、年金を継続したいという意思があり国民年金に加入したことを記憶している。

経済的に困窮したこともなく、未納は考えられない。申立期間について国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金保険料は昭和60年4月から61年3月までの無資格期間を除きすべて納付しているとともに、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行われていること、及び申立人の夫も申立期間以降の国民年金保険料はすべて納付していることから、国民年金に関する意識は申立人夫婦共に高かったものと認められる。

また、申立人は、「B市に転居し、引越荷物の片付けをしている最中に市役所の勧誘員が来訪し、その時に国民年金の加入手続及び夫婦二人分の保険料を併せて4,500円ぐらい納付した。夫がC共済組合を辞めたばかりで、年金を継続したいという意思があり国民年金に加入した。」と申立期間における国民年金加入当時の状況等を鮮明に記憶している。

さらに、B市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫の昭和47年度の保険料は納付済みとなっているところ、社会保険庁が保管する記録において未納とされていたが、平成19年11月29日付けで納付期間として訂正処理が行われていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった

たと認められ、申立期間についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立人夫婦は初めて納付した国民年金保険料を、二人併せて4,500円ぐらいとし、まとめて納付した記憶は有るものの、数か月分か1年分まとめてかの定かな記憶は無いと述べているが、申立期間の初期に夫婦二人の半年分保険料を一括納付した場合の総額4,200円とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

昭和45年3月に退職して、同年4月にA町からB市に転居した。妻が引越荷物の片付けをしている最中に、市役所の勧誘員が自宅を来訪し、その時に、国民年金加入手続及び夫婦二人分の保険料を併せて4,500円ぐらい納付した。また、C共済組合を辞めたばかりで、年金を継続したいという意思があり国民年金に加入したことを記憶している。

経済的に困窮したことも無く、未納は考えられない。申立期間について国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金保険料はすべて納付しているとともに、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行われていること、及び申立人の妻も申立期間以降の国民年金保険料は、昭和60年4月から61年3月までの無資格期間を除くすべての期間について納付していることから、申立人夫婦共に国民年金に関する意識は高かったものと認められる。

また、申立人の妻は、「B市に転居し、私が引越荷物の片付けをしている最中に市役所の勧誘員が来訪し、その時に国民年金の加入手続及び夫婦二人分の保険料を併せて4,500円ぐらい納付した。夫がC共済組合を辞めたばかりで、年金を継続したいという意思があり国民年金に加入した。」と申立期間における国民年金加入当時の状況等を鮮明に記憶している。

さらに、B市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の昭和47年度の保険料は納付済みとなっているところ、社会保険庁が保管する記録において未納とされていたが、平成19年11月29日付けで納付期間として訂正処理が行われていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったと

認められ、申立期間についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立人の妻は、「初めて納付した国民年金保険料は、二人併せて4,500円ぐらいで、まとめて納付した記憶は有るものの、数か月分か1年分まとめてかの定かな記憶は無い。」と述べているが、申立期間の初期に夫婦二人の半年分保険料を一括納付した場合の総額4,200円とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 37 年 7 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
②昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月まで
③昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで

国民年金制度施行当初から夫婦二人で国民年金に加入し、納税貯蓄組合を通じて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間について、税金は完納になっているのに、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされており、また、申立期間③については国民年金保険料の免除申請をしていないのに免除とされているのは納付できない。申立期間の国民年金保険料について納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人夫婦は共に、国民年金加入期間について申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫は、昭和 46 年 1 月からは付加年金に加入し保険料を納付していることから、申立人夫婦は国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと思われる。

また、A 町 (旧 B 町) へ照会した結果、申立期間当時、B 町は納税貯蓄組合による国民年金保険料の収納を行っていたことが確認でき、申立人夫婦は A 町が保管している昭和 37 年から 40 年までの国民年金納付台帳により納税貯蓄組合の組合員であったことが確認できることなど、申立期間①については当該組合の組合員であったと考えられるとの回答を得た。

さらに、申立期間①当時、当該納税貯蓄組合の組合員であった申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度が施行された昭和 36 年 4 月ごろに連番で払い出されており、このころに国民年金加入手続も行われたと推認

でき、「申立期間の保険料について、納税貯蓄組合を通じて納付した。」とする申立人の供述に不自然な点はない。

加えて、昭和 37 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、B 町の国民年金納付台帳から、夫婦共に 39 年 7 月 22 日に過年度納付したことが確認できるが、前後が納付済期間である申立期間②の国民年金保険料を納付しなかったとすることは不合理である。

- 2 しかしながら、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の夫は、「申立期間③当時、国民年金保険料の免除申請をする生活状況ではなかった上、国民年金保険料の免除制度を知らなかった。」と主張するが、当該期間の保険料については、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）及び B 町の国民年金納付台帳で、夫婦共に申請免除とされていることが確認できる。

また、申立期間③に係る昭和 39 年から 41 年までの期間、「C 県全域で低温、寡照、多湿の天候が続き、特に C 県北部・C 県東部にあってはこの影響が著しく被害が甚大なものと憂慮しており、この状況から推して、農家世帯にもたらす経済的影響は著しく、これが、被害の状況によっては国民年金保険料を納付することが困難となり、保険料免除を申請する者が相当数出るものと予想される。」との趣旨から、「農業冷害に対する保険料免除の取扱いについて」（昭和 39 年 10 月 3 日付け 39 国年第 961 号社会保険事務所長あて民生部長通知）が周知されており、それによれば「各市町村において管内の冷害の状況を把握し、被保険者の属する世帯の保険料負担能力を把握のうえ、免除申請書の取りまとめを行わせること。」としていることから、申立人夫婦が加入していた納税貯蓄組合が加入組合員に係る取りまとめを行なったと推測され、当該納税組合における国民年金保険料の免除比率は、昭和 39 年度が約 47 パーセント、40 年度は約 20 パーセントに達していることが確認できることから、申立人が申立期間③に係る国民年金保険料を納付していたと推認することはできない。

さらに、申立期間③は 24 か月と長期間である上、申立人の夫が当該期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことから、申立期間のうち昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 37 年 7 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 37 年 7 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
②昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月まで
③昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで

国民年金制度施行当初から夫婦二人で国民年金に加入し、納税貯蓄組合を通じて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間について、税金は完納になっているのに、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされており、また、申立期間③については国民年金保険料の免除申請をしていないのに免除とされているのは納付できない。申立期間の国民年金保険料について納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人夫婦は共に、国民年金加入期間について申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は、昭和 46 年 1 月からは付加年金に加入し保険料を納付していることから、申立人夫婦は国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと思われる。

また、A 町（旧 B 町）へ照会した結果、申立期間当時、B 町は納税貯蓄組合による国民年金保険料の収納を行っていたことが確認でき、申立人夫婦は A 町が保管している昭和 37 年から 40 年までの国民年金納付台帳により納税貯蓄組合の組合員であったことが確認できることなど、申立期間①については当該組合の組合員であったと考えられるとの回答を得た。

さらに、申立期間①当時、当該納税貯蓄組合の組合員であった申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度が施行された昭和 36 年 4 月ごろに連番で払い出されており、このころに国民年金加入手続も行われたと推認

でき、「申立期間の保険料について納税貯蓄組合を通じて納付した。」とする申立人の供述に不自然な点はない。

加えて、昭和 37 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、B 町の国民年金納付台帳から、夫婦共に 39 年 7 月 22 日に過年度納付したことが確認できるが、前後が納付済期間である申立期間②の国民年金保険料を納付しなかったとすることは不合理である。

- 2 しかしながら、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人は、「申立期間③当時、国民年金保険料の免除申請をする生活状況ではなかった上、国民年金保険料の免除制度を知らなかった。」と主張するが、当該期間の保険料については、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）及び B 町の国民年金納付台帳で、夫婦共に申請免除とされていることが確認できる。

また、申立期間③に係る昭和 39 年から 41 年までの期間、「C 県全域で低温、寡照、多湿の天候が続き、特に C 県北部・C 県東部にあってはこの影響が著しく被害が甚大なものと憂慮しており、この状況から推して、農家世帯にもたらす経済的影響は著しく、これが、被害の状況によっては国民年金保険料を納付することが困難となり、保険料免除を申請する者が相当数出るものと予想される。」との趣旨から、「農業冷害に対する保険料免除の取扱いについて」（昭和 39 年 10 月 3 日付け 39 国年第 961 号社会保険事務所長あて民生部長通知）が周知されており、それによれば「各市町村において管内の冷害の状況を把握し、被保険者の属する世帯の保険料負担能力を把握のうえ、免除申請書の取りまとめを行わせること。」としていることから、申立人夫婦が加入していた納税貯蓄組合が加入組合員に係る取りまとめを行なったと推測され、当該納税組合における国民年金保険料の免除比率は、昭和 39 年度が約 47 パーセント、40 年度は約 20 パーセントに達していることが確認できることから、申立人が申立期間③に係る国民年金保険料を納付していたと推認することはできない。

さらに、申立期間③は 24 か月と長期間である上、申立人が当該期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことから、申立期間のうち昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 37 年 7 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から40年3月まで
②昭和50年4月から51年3月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間については、納付事実が確認できない旨の回答があった。

申立期間①は、私は家事手伝いをしていて、国民年金保険料は父親が納付していた。また、同居していた母親と兄の分も父親が納めていて、母親と兄は納付済みとなっているのに、私だけが未納の記録となっているのは納得できない。

申立期間②は、A市B区役所から納付書が送付され、月額1,100円の保険料を自分で納付していた。遅れて納付したこともあったが、未納の記録となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録上、申立人とその母親及び兄の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されていることが確認でき、世帯主であった申立人の父親が家族全員の保険料を納付する意思があったことがうかがわれる上、申立期間についてその母親と兄は納付済みとなっている。

また、戸籍の附票から申立人は両親と住所地が同一であり、申立人と同居していた申立人の兄は、「申立人は家業の手伝いをしており、父親が申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行っていた。」と供述していることから、申立人のみが未納となっていることは不自然である。

2 申立期間②について、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金加入期間に未納は無い上、申立人は、昭和51年度及び53年度の

国民年金保険料を過年度納付しており、国民年金保険料の未納が発生しないように努めていた姿勢がうかがえ、国民年金に対する意識は高かったものと推認される。

また、国民年金保険料の納付場所、納付方法及び納付金額等についての申立人の供述内容に不自然さは見受けられない上、社会保険事務所が保管する特殊台帳の昭和 50 年度及び 51 年度の備考欄には「納付書交付」と記載されていることから、申立人に納付書が送付されたことが確認でき、かつ、51 年度分は納付済みの記録となっていることから、50 年度分の保険料も過年度納付されていた可能性がうかがえる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年6月まで

昭和57年4月ごろ国民年金に再加入し、夫婦二人分の保険料を近所の銀行又は郵便局で納付していたが、しばらくして保険料の納付をやめてしまった。

その後、社会保険事務所の職員が自宅に来て、保険料の納付を続けるよう説得され、保険料の納付を再開した。当初は、集金人（社会保険事務所の職員）に保険料を納付していたが、しばらくして集金人から過年度保険料の納付書を手渡され、以降、残りの過年度保険料と現年度保険料を近所の銀行又は郵便局で一緒に納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人及びその夫は、昭和57年4月1日、国民年金被保険者資格を夫婦同時に再取得しており、納付年月日が判明している63年4月から平成2年1月までの国民年金保険料をおおむね同一日に納付していることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたと考えられる。

申立期間のうち、昭和57年4月から同年6月までの期間について、申立人の夫は、国民年金保険料を納付済みである上、当該期間は、国民年金に夫婦同時に再加入した直後であることを踏まえると、申立人の当該期間の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和57年7月から61年6月までの期間について、申立人の夫は、国民年金保険料が未納である上、申立人は、国民年金に再加

入した後に、時期は不明確であるものの、一時期、保険料の納付をやめたことを認めている。

また、A市及び社会保険庁の記録では、昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、過年度保険料の納付は、時効に達しない最も古い月から始めるのが一般的であること、及び申立人が記憶する国民年金保険料月額「7,000円」が61年の保険料月額と符合することから、61年7月の保険料が時効を迎える63年10月に納付を再開したものと推認できる。

さらに、申立人が、社会保険事務所の職員から納付勧奨を受けた時期についての記憶があいまいである上、当該期間の国民年金保険料を昭和63年9月以前に過年度納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和49年4月から50年3月まで
②昭和51年1月から同年3月まで

夫婦でA業を営み、妻の私が家計を仕切っていた。申立期間①の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を役場で納付していた。また、申立期間②の保険料も同様な方法で納付していたはずであり、申請免除手続は行っていない。

当時は、A業経営も順調であったので、両申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳以降60歳に到達するまでの国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人及びその夫の国民年金保険料は、昭和46年4月以降、夫婦共に納付年月日が判明している期間は、すべて夫婦同一日で納付されていることが確認でき、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとの申立内容は信頼できるところ、申立期間①のうち昭和49年4月から同年12月までは、申立人の夫は国民年金保険料が納付済みである上、申立期間①の前後の申立人の保険料も納付済みであることから、申立期間①だけが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②は、申立人の当時のA業経営は順調で、免除申請する事情が見当たらず、申立人の夫は免除の記録が無い上、当該期間は、当初、昭和50年度全期間が申請免除とされていたものを、その後の保険料納付により期間変更されたものであるが、申立人夫婦の保険料納付日が確認できる46年度

以降、申立期間②を含む50年度までの納付日が、各年度とも、いずれも4月から12月までの分をまとめて11月又は12月に納付していることからみても、申立人に係る国民年金被保険者台帳の50年度欄に、当初から申請免除期間と表示されていたのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間及び49年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和49年1月

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、昭和47年1月から同年3月までの期間及び49年1月に納付の記録が無かった。納付していないはずはないので、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計で4か月と短い。

また、申立人は、昭和37年5月に、当時住んでいたA町において国民年金に任意加入した後、60歳に至るまで申立期間を除き、国民年金保険料の納付及び厚生年金保険から国民年金への切替手続をおおむね適切に行っていることから、国民年金保険料の納付に対する意識は比較的高かったと考えられる。

さらに、申立人は、昭和42年12月から52年10月までB市C区に継続して居住しており、この間、申立人の夫の職業もD職で変わっていない等、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料を納付できなくなるような事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月26日から43年1月1日まで
② 昭和43年1月10日から同年2月25日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ両申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和40年4月1日から43年2月25日まで名称変更はあったが、A社に継続して勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録により、申立人と同様に、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和42年12月26日に同社で同保険の被保険者資格を喪失し、A社が同保険の適用事業所となった43年1月1日に当該事業所で被保険者資格を取得した者が31人確認できるとともに、当該31人のうち供述のとれた4人によると「事業の都合で会社名が変わったが、勤務地、雇用形態、給与形態等何も変わっておらず継続して勤務していた。」と供述していること、当該事業所の経理担当者によると「会社名が変わっても給与は毎月25日締めで変わらず支払われ、社会保険料も控除していた。12月分の保険料も給与から控除した。」と供述しているところ、当該経

理担当者が所持している給与明細書によると、申立期間前後において継続して給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると申立人は、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和43年1月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年1月1日であるが、商業登記簿謄本によると当該事業所の法人としての登記は42年7月27日であること、社会保険事務所の記録により申立人と同様に厚生年金保険の加入期間が途切れている者が31人存在することが確認できること、当該31人のうち申立人を含め6人が継続して勤務していたと供述していることを併せて考えると、当該事業所は43年12月において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和55年9月30日に適用事業所に該当しなくなっており、事業主と連絡が取れず供述は得られないものの、事業主は、申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る42年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所は昭和55年9月30日に適用事業所に該当しなくなっており、事業主と連絡が取れず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び社会保険事務所の記録により申立期間②において当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できた者に照会したが、申立人がいつまで勤務していたか記憶に無いとしており、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述を得ることができない。

加えて、雇用保険の加入記録においても、申立期間②について当該事業所

における申立人の被保険者記録は存在しない。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月16日から同年11月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を36年10月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年11月1日から35年3月31日まで
② 昭和36年10月16日から同年10月31日まで

厚生年金保険の加入記録について、照会したところ申立期間について加入記録が欠落していた。

昭和33年11月にA社の下請会社であったB社（現在は、C社）に採用され、A社のD工場で仕事をし、36年9月21日からはA社に採用された。

申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当時の給与明細書等は保管していないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人から提出された臨時傭員辞令の写し及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和36年9月21日からA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、B社からA社に採用された同僚一人は、「A社に採用された時には、B社における厚生年金保険の被保険者証をA社へ提出したので、厚生年金保険の加入記録に欠落は無い。」と供述しており、社会保険事務所の記録にも同人の厚生年金保険の加入記録に欠落は見られない上、他の一人もB社から移籍したA社に採用された時の厚生年金保険料の加入記録に欠落は見られない。

加えて、E社の役員は、当時の資料は存在しないが「採用時には一定の研修期間があり、正社員となることが見込まれてから厚生年金保険に加入させたと思われる。」と主張しているが、申立人は、下請会社であったB社においてA社のD工場で仕事をしていることから、見習期間があったとは考え難い上、A社で傭員（正社員）発令（昭和36年12月21日）となる前の昭和36年11月1日に厚生年金保険の資格の取得となっていること及び前述の同僚二人も傭員（正社員）発令前にA社の資格取得届出をしていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和36年11月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、E社から提出された厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格取得日は昭和36年11月1日と記載され、社会保険事務所の記録と一致しており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、元同僚と親族からの証明書及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間①について、B社に勤務していたことは推認できるが申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、B社に、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したが、当時の資料は廃棄しているため、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったものの、申立人が名前を挙げた同僚6人及び社会保険事務所の記録により申立人と前後して厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚6人に照会した結果、7人から回答が得られ、そのうち申立人と同じく当該事業所で勤務していた間A社のD工場です仕事をしたとする二人は、「採用当初は見習期間があったと思う。」と供述している。

さらに、前述の回答が得られた同僚7人全員について本人の記憶している入社年月と厚生年金保険の被保険者資格取得年月日とに間隔があり、中には最大30か月間も相違していることが社会保険事務所の記録により確認できることから判断すると、当該事業所では採用後一定期間経過した後に厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を、申立期間①の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和30年10月19日）及び資格取得日（昭和31年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月19日から31年4月1日まで
厚生年金保険の加入記録について、照会したところ申立期間について加入記録が欠落していた。

A社に昭和24年10月から38年4月まで継続して勤務していたが、30年7月ごろB社を合併する状況となったので、その準備のため、申立期間にB社において社員指導に当たっていた。

申立期間については、A社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、当時の給与明細書等は保管していないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社35年史から確認できる A社がB社を合併した経緯、合併する前にB社で勤務したA社の同僚の厚生年金保険の加入記録及び申立人のA社及びB社における複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から名前の挙がった、申立期間当時B社に勤務していた同僚二人の厚生年金保険の加入記録は、A社の継続した加入記録となっており、同様に勤務した申立人の記録が欠落しているのは不自然である。

加えて、B社は、申立期間当時、経営危機に陥っていたことがA社35年史及びB社で勤務していた同僚の供述から判断できる上、社会保険事務所のB社

に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名が確認できず、欠番も無いことから判断すると、合併前のB社がA社の社員である申立人の給与を支給し、厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から判断すると、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和30年10月から31年3月までの保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月から同年12月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）の資格取得日に係る記録を同年8月9日、資格喪失日に係る記録を47年1月27日とし、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から47年2月28日まで
申立期間については、職業安定所の紹介でA社に入社し、B業務をしていた。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録により、申立人が、申立期間のうち、昭和46年8月9日から47年1月26日までA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に照会したところ、「当時の書類が保存されていないことから申立人の勤務実態等を確認することができないが、雇用保険の加入記録があるのなら、同時に厚生年金保険の加入手続をしているはずである。また、当社は試用期間を設けていたが、試用期間中も厚生年金保険料を給与から控除していた。」と述べている。

さらに、社会保険事務所の記録から当該事業所において、申立期間当時に厚生年金保険の資格を取得したことが確認できる5人の同僚に照会したところ、入社日と厚生年金保険の資格取得日は合致しており、当時の総務課長代理が供述した申立期間当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致していることから、当該事

業所においては、ほぼすべての従業員が入社と同時に厚生年金保険に加入していたと考えられる。

加えて、前述の同僚等の当該事業所に係る雇用保険の資格記録と厚生年金保険の資格記録は合致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所に申立人と同時期に入社し、同職種であった者の標準報酬月額から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による履行については、事業主は当時の資料が保管されておらず、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年8月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和46年7月1日から同年8月8日までの期間及び47年1月27日から同年2月28日までの期間については、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所、申立人が一緒に勤務していたという上司及び社会保険事務所の記録により申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会しても、申立人の勤務実態や、厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、当該期間に係る雇用保険の記録においても、申立人の加入記録は存在しない。

このほか、当該期間における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和29年11月から31年10月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日を31年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月1日から24年4月1日まで
② 昭和26年6月5日から同年8月27日まで
③ 昭和28年1月13日から同年6月19日まで
④ 昭和29年11月11日から31年11月1日まで

昭和23年2月から31年10月まではB国関係の事業所で勤務していた。

申立期間①及び②について、A管理事務所においては昭和23年2月1日から27年3月2日までC部に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、申立期間①及び②の期間が厚生年金保険に加入していないことになっている。

申立期間③について、D管理事務所のE工場には昭和28年6月19日まで勤務していたのに、社会保険事務所の記録によると、同年1月13日に厚生年金保険の資格を喪失していることになっている。

申立期間④について、A管理事務所のF工場には昭和31年11月1日まで勤務していたのに、社会保険事務所の記録によると、29年11月11日に厚生年金保険の資格を喪失していることになっている。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、G省H局（現在は、I局）長が発行した在職証明書

及び同局が提出したA管理事務所に係る厚生年金名簿により、申立人が昭和28年6月19日から31年10月31日までの期間、J施設F工場に勤務していたことが認められる。

また、前述の厚生年金名簿に記載された申立人以外の7人の被保険者について、同名簿の資格取得年月日及び退職年月日は、社会保険庁のオンライン記録の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日とほぼ一致しているため、申立人のみ申立期間④が厚生年金保険の加入期間になっていないのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿に記載された昭和29年10月の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による履行については、事業主は当時の資料が保管されていないとしていることから不明であるが、事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届の提出等いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることは難しく、事業主が昭和29年11月11日を厚生年金保険の資格喪失日として届けたため同事務所は申立人に係る同年11月から31年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①、②及び③について、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、A及びD両管理事務所の記録を確認すべく、G省I局に照会したが、いずれの厚生年金名簿にも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険加入記録は確認できない。

- 3 申立期間①については、K省L局長通知に基づき、全国の管理事務所は昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚3人は、「申立期間①については申立人と一緒に勤務していた。」と述べており、このうち二人は「自分達は申立期間の年金を受給している。」と述べているが、当該同僚3人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ昭和24年4月1日であり、老齢厚生年金の受給期間にも申立期間は含まれていない。

さらに、社会保険事務所の記録から当該事業所の厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者 20 人について、厚生年金保険の資格記録を確認したところ、申立期間は別の事業所の厚生年金保険の資格記録が確認できるか、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらず、そのうち所在が確認できた 4 人に照会したが、「申立期間当時のことは、記憶が無い。」と述べている。

- 4 申立期間②について、申立人が名前を挙げた同僚 3 人のうち一人は、申立人は昭和 27 年春まで継続して勤務していたと述べているが、他の二人は申立人がいつまで勤務していたか記憶に無いと述べている。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間②に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したが、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況の事実を確認できる供述は得られない。

さらに、社会保険事務所の被保険者名簿によると、申立人は昭和 26 年 6 月 5 日に資格喪失していることが確認でき、申立人は当該事業所において同年 8 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を再度取得しているのであるから、仮に、申立人の主張どおり、資格喪失届が提出されていない場合には、その後資格取得届が提出されるのは不自然であり、いずれの機会においても社会保険事務所が誤って処理するとは考え難いことから、申立人については同年 6 月 5 日に一度資格喪失した旨の届出が事業主から提出されたものと考えられる。

- 5 申立期間③について、社会保険事務所の被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和 28 年 1 月 28 日、備考欄には退職と記載されており、同名簿の記載に格別不自然な点は見られない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、D 管理事務所における厚生年金保険の加入記録が確認できず、社会保険事務所の記録により、申立期間当時に同事業所の被保険者であったことが確認できる者に照会したが、申立人の申立てに係る供述を得ることができない。

- 6 このほか、申立期間①、②及び③の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和51年11月1日から52年4月ごろまで

申立期間①は、定時制の高校に通いながらA社に勤務しており、雑用的な仕事をしていた。

申立期間②は、B社に勤務しており、C市内及びその近郊に商品を配送する仕事をしていた。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人と同年齢で同じ業務に従事していた者等複数の同僚が、「申立人とは、昭和31年4月に一緒にA社に入社し、申立期間においても一緒に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が申立人と同様に定時制高校に通っていた同期採用の同僚とする者は、申立期間①について当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された者に照会したところ、このうち、申立人と同年齢である者二人は、いず

れも「入社時から厚生年金保険に加入していた。」と供述しているとともに、このうち一人は、「申立人とは同期入社で、同様に定時制高校に通っていた上、同じ業務に従事しており、厚生年金保険料は、当初から毎月、給与から控除されていた。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、申立期間①に係る昭和31年4月において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、年齢が15歳で中学校卒業者と考えられる者は上述の同僚を含めて4人である一方で、申立期間①の翌年の32年3月末から4月初めにおいて同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、中学校卒業者と考えられる者は5人であることを踏まえると、当時、当該事業所では、採用した中学卒業者については、すべて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢で同じ業務に従事していた同僚に係るA社における昭和31年4月から同年9月までの社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が昭和35年2月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録を行わないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る31年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、複数の同僚等の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できるが、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和59年8月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたことを

確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された者15人に照会したところ、回答があった11人のうち、申立人と同じ配送業務に従事していた者二人を含む6人は、「当該事業所では1か月から6か月の試用期間があった。」と供述している上、このうち二人は、自身が記憶する入社日から、それぞれ6か月後、2年後に厚生年金保険に加入していることが確認できることを踏まえると、当該事業所では、採用後、一定期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 710

第1 委員会の結論

申立人のA組合における資格取得日は、昭和19年11月11日であると認められることから、申立期間のうち19年11月11日から同年12月1日までに係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、90円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年11月11日から同年12月1日まで
② 昭和20年1月1日から23年4月1日まで
③ 昭和24年4月10日から26年3月20日まで

申立期間①は、B市にあったA組合に昭和19年11月に採用された後、20年1月1日まで勤務し、C行政の市町村組合への普及浸透等に係る業務を行っていたが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、昭和20年1月にA組合から同組合D支部に転勤し、23年4月にE公団に転職するまで、申立期間①と同様の業務を行っていたが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、E公団を退職後、再びA組合D支部に勤務したが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管するA組合の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が、当該事業所において昭和19年11月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、同名簿に記載された申立人の氏名及び生年月日は申立人と一致するとともに、記号番号及び同保険被保険者資格の喪失年月日は、社会保険庁の記録と一致する。

なお、本件申立てに係る期間照会が社会保険事務所に対して行われた時点においては、申立期間①は照会期間に含まれていなかったことから、社会保険事務所においては当該被保険者名簿の調査が行われなかったものと考えられる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する、申立人のA組合に係る昭和19年11月の社会保険事務所の記録により、90円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②及び③については、申立人が、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が両申立期間を通して一緒に勤務していたとする同僚9人のうち、7人については申立人が名字しか記憶していないか又は同姓同名者が複数存在するため個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。さらに、当該9人のうち個人が特定できた者二人は、いずれも、両申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、このうち一人は既に死亡しているため、同人から申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができないほか、生存が確認された他の一人に照会したものの、両申立期間について厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

- 3 申立期間②については、F会が保管する申立期間②当時のA組合支部職員名簿により、申立人が、申立期間②においてA組合D支部に勤務していたことが認められるが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A組合は昭和23年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同組合の業務の一部を継承するG会に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、申立人が、当時、当該事業所の支部長であったとする者は、社会保険事務所の記録によると、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人は既に死亡していることから、同人から申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

- 4 申立期間③については、H会が保管する会史に掲載された退職職員名簿により、期間の特定はできないものの、申立人がH会D支所に勤務していたことは推認することができるが、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年4月1日であることから、申立期間③においては、当該事業所は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、H会は、申立期間③において既に厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できるものの、社会保険事務所が保管する同会の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い上、同会が適用事業所となった昭和23年8月1日から申立人が当該事業所を退職したとする26年3月20日までの期間において、全県組織であった同会において厚生年金保険被保険者の資格を取得した者が6人に過ぎないことを踏まえると、同会では、一部の職員しか同保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、H会に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

加えて、申立人が、当時、当該事業所の支部長であったとする者については、申立人が名字しか記憶していないため個人を特定することができないことから、同人から申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

- 5 このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和35年9月26日、資格喪失日は36年1月14日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月から35年9月まで
② 昭和35年9月から36年1月まで
③ 昭和36年1月から同年8月まで

申立期間①は、B社（現在は、C社）において、D社E事業所及びF社のG作業員として勤務した。

申立期間②は、A社において、H社I事業所のG作業員として勤務した。

申立期間③は、J社において、K社L事業所のG作業員として勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、上記のいずれの事業所についても厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿及び事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届に係る申立人の加入記録を調査した結果、申立人と同姓同名の者（以下M氏という。）が、昭和35年9月26日に厚生年金保険の資格を取得し、36年1月14日に資格を喪失していることが確認できた。しかし、同名簿及び前述の両届のM氏の生年月日は、10年xx月yy日となっており、申立人の生年月日（昭和10年xx月zz日）とは日にちが違っているが、当該記録は基礎年金番号に登録されておらず、加入期間が申立人の申立期間と

一致することから、同名簿のM氏は申立人であると推認することができる。

加えて、申立人は、当該事業所において、H社 I 事業所のG作業員として勤務したと述べているところ、事業主は、申立期間当時、当該事業所ではH社 I 事業所の業務を請け負っていたと供述しており、申立内容と符合する。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において昭和 35年 9月 26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年 1月 14日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、今回統合する、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿のA氏の記録により、1万2,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、申立人の従事業務に関する申立内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用について当該事業所に照会したところ、当該事業所が保管する従業員の厚生年金保険の加入状況を記載した健康保険厚生年金保険被保険者台帳には、申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無い。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所の記録から、当時、当該事業所に勤務していた同僚5人に照会したが、申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況を確認できる関連資料、供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がJ社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用について当該事業所に照会したところ、当該事業所が保管する従業員の厚生年金保険の加入状況を記載した健康保険厚生年金保険被保険者加入記録簿には、申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無い。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所の記録か

ら、当時、当該事業所に勤務していた同僚4人に照会したところ、このうち二人からは、「当該事業所では、試用期間を設けており、入社と同時に厚生年金保険に加入する取扱いは行っていなかった。厚生年金保険に加入したのは、入社後9か月から1年以上経過した後だった。」との供述があった。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間③において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から52年4月まで

社会保険庁に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の納付事実が確認できない旨回答があった。

戸籍上の婚姻は昭和51年6月9日となっているが、46年にA市に転入した時に結婚した。その翌年に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきており納付記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5年と長期間であり、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた事実を確認できる周辺事情もみられない。

また、申立期間の国民年金加入手続に係る申立人の記憶は明確でない上、申立人は昭和48年6月にB市からA市に転入し、51年6月9日に婚姻していることが戸籍謄本等で確認できることから、47年1月以降、A市C区役所から納付書の送付があり、納付していたとの主張には不合理な点が多く、A市における申立人の国民年金手帳記号番号は、52年5月に払い出され、同月に任意加入していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となるため、申立人に納付書が交付されることは無く、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、厚生年金保険からの切替手続を適切に行っていないため、未加入期間となっている期間があり、年金に対する認識が十分あったとは認め難い。

加えて、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 881

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から61年3月まで

昭和59年に退職してから、2年近く国民年金を納付していなかったが、当時、婚約者から説得され、多分、郵便貯金から保険料を引出し、A市B区役所の窓口で支払った記憶がある。領収書等の証拠書類は紛失したが、納得いけないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金への加入手続を行った時期、保険料の納付時期等に係る記憶が明確でないため、申立期間当時の国民年金加入状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、昭和63年5月中旬から同年6月上旬と推定できるが、その時点で制度上、申立期間は時効により保険料を納付できないほか、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は区役所でさかのぼって国民年金保険料を納付したとするが、過年度保険料は区役所の窓口では納付できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から54年3月まで

昭和49年12月中旬に退職し、同月にA市B区役所に行き国民年金の加入手続をした。51年3月までは自分の退職金等で保険料を納付していたが、同年4月から55年3月までの期間は国内の大学に通っており、授業料は自分で納め、国民年金保険料は父親が納付してくれていた。

また、昭和55年4月から平成2年12月まではC国の大学に留学しており、その間及び帰国した同月から父親が他界した13年3月までの期間は父親が国民年金保険料を納めていてくれた。昭和55年4月からの納付が確認されていて、それ以前が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続に関して、国民年金手帳についての記憶が無く、納付書についても記憶が定かではない。

また、申立期間のうち、昭和51年4月以降の期間については、申立人自身は保険料納付に関与していないことから、納付方法など納付状況が不明である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳記号番号は昭和55年3月に払い出されていることから、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられる上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿により申立期間前後の払出記録を確認したが、申立人が現在所持している年金手帳のほかに別の国民年金手帳記号番号が払出しされた形跡は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する特殊台帳の記録とA市の保管する過年度納付記録簿の内容は一致しており、不自然な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から47年3月までの期間及び47年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から47年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで

昭和41年7月、A市B区のC社に入社し、45年ごろまで勤務した。

この時、当該事業所が私の国民年金の加入手続を行い、給与から国民年金保険料を控除し納付した。

昭和45年ごろ、C社を退職し、仲間とD社を設立し、48年3月ごろまで勤務した。

D社に勤務していた間の国民年金保険料についても、当該事業所が給与から保険料を控除し納付した。

社会保険事務所に国民年金の加入状況について照会したところ、これらC社及びD社に勤務した期間の国民年金保険料が未納となっていた。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、給与から国民年金保険料が控除され、保険料を納付してもらっていたと主張するが、事業主が申立人の保険料を控除し、納付していたことを示す関連資料は無く、また、申立人自身は、保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が昭和41年7月から45年ごろまで勤務したとするC社の取締役からは、「事業所では、申立人の保険料を給与から控除しておらず、保険料を納付していない。申立期間については、私の保険料も未納となっていた。」との供述があった。

加えて、申立人が昭和45年ごろから48年3月ごろまで勤務したとするD社

の同僚3人は、いずれも申立期間について、保険料が未納となっていることから、当該事業所が申立人の保険料を給与から控除し納付したとは考え難い。

その上、申立人の申立期間①と②の間の昭和47年4月から同年9月までの保険料は、申立人が所持している領収書から48年3月末に一括納付されていることが確認でき、その後の申立期間②について、事業所が保険料を給与から控除し納付したとする申立人の主張には不自然な点がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間及び45年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和45年7月から50年3月まで

昭和41年9月ごろ、老後のことを考えてA市B区役所で国民年金の任意加入の手続を行い、3か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付していた。集金人は毎回同じではなく初老の男性が多かったこと、印紙を手帳にはる人とはらない人がいたことを覚えている。47年ごろ、同市C区役所で未納があるとの説明を受け、ふに落ちなかったが、2年間の国民年金保険料の納付を勧められ、同区役所で納付したので未納は無いはずである。納付書方式に変わってからは金融機関でずっと納付していた。任意加入は自分の意思で行い、漏れなく納付してきた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳に、昭和44年度の国民年金印紙検認台紙が切り取られずに残っており、昭和44年4月から同年12月までは印紙貼付と検認印が確認できるが、申立期間は空欄で国民年金印紙が貼付されておらず、検認印も無い。

また、申立期間②のうち昭和47年3月までは、国民年金保険料の納付は印紙検認方式であったが、申立人が所持する国民年金手帳に、昭和45年度の国民年金印紙検認台紙が切り取られずに残っており、45年4月から同年6月までは印紙貼付と検認印が確認できるが、同年7月から46年3月までは空欄で国民年金印紙が貼付されておらず、検認印も無い。

これについて、申立人は、納付した際に印紙を貼付していたかどうかは集

金人によって異なっていたとしているが、同じ区の集金人が、異なる方法によって収納業務を行っていたとは、通常考え難い。

さらに、昭和46年4月以降については2冊目の国民年金手帳の扱いとなるが、申立人は当該手帳を紛失しているため納付の事実を確認できない。

加えて、昭和48年10月から50年3月までは、社会保険事務所及びA市の記録から48年10月30日に資格喪失していることが確認でき、国民年金の未加入期間であることから国民年金保険料は納付できない。

- 2 申立人は、昭和47年ごろにA市C区役所において未納があるとの説明を受け、2年間の国民年金保険料の納付を勧められ、同区役所で納付したとしているが、申立人が納付した保険料額は明確でなく、過年度保険料は区役所で納付できないことから、申立期間について保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 3 このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間以後にも未加入期間及び4回の未納期間があり、ほかに申立人が両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 12 月まで

20 歳になった昭和 57 年 7 月ごろに、当時住んでいた A 県 B 町から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、国民年金に加入し、国民年金保険料を同町役場で毎月納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から、平成元年 3 月ごろ C 町（現在は、D 町）において払い出されたと推定される上、申立人が厚生年金保険適用事業所を辞めた同年 2 月 1 日を第 1 号被保険者の資格取得日としたことが申立人の年金手帳及び C 町の被保険者名簿から確認でき、それ以前に国民年金に加入した形跡が見当たらないことから、記録上、申立期間は国民年金の未加入期間である。

一方、申立人は、20 歳になった昭和 57 年 7 月ごろ、当時在住していた A 県 B 町から国民年金保険料の納付書が送付されたので、国民年金に加入し、保険料を納付したと主張しているが、同町には申立人に係る被保険者名簿が見当たらず、同町において申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、B 町における国民年金の加入時期及び加入手続について具体的な記憶が無い上、申立人が記憶している国民年金保険料月額は、申立期間当時の保険料月額ではなく、納付済みの平成元年当時の保険料月額に近い。

さらに、申立人の供述には、「突然、納付書が送付されてきて、国民年金に加入した。」「B 町から E 町に転出の際、何の手続もせずに住所を移した。」など、国民年金制度からみて不合理な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年6月までの期間及び10年8月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から10年6月まで
② 平成10年8月から11年3月まで

両申立期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できないとの回答があった。当時、役場へ行って、納付書により納付していた記憶があるので、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付書により役場で納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入時期は、申立人の妻の第3号被保険者の切替手続の記録から、平成11年5月ごろであると推定され、その際に厚生年金保険適用事業所を辞めた9年4月1日の時点までさかのぼって資格取得させたものと推認でき、申立期間当時は、A町（現在は、B町）において国民年金の加入手続が行われておらず、国民年金の未加入期間であったことから、同町から申立人に納付書を送付されることは無く、保険料を納付することができない。

また、申立人が関連資料として提出した商工会作成の平成9年の確定申告書控には、社会保険料控除欄に1年分の国民年金保険料の金額が記載されているが、申立人が厚生年金保険の被保険者であった9年1月から同年3月までの保険料を含めた金額を申告していること、10年の確定申告書控で1年分の保険料を納付していたことを申告しながら、同年7月分の保険料を12年8月に過年度納付した記録が確認できることなど、申告金額の内容に不合理な点が見受けられる。このほか、申立期間前である8年の確定申告書控に記載された社会保険料控除額も納付状況からみて不自然であり、税務関係資料をもって申立期

間の保険料納付があったことを推認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間についての国民年金への加入手続及び保険料の納付についての記憶があいまいであるほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年6月までの期間及び10年8月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から10年6月まで
② 平成10年8月から11年3月まで

両申立期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できないとの回答があった。当時、役場へ行って、納付書により納付していた記憶があるので、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付書により役場で納付したと主張しているが、申立人の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続は、社会保険庁の記録から、申立期間後の平成11年5月25日に行われ、申立人の夫が厚生年金保険適用事業所を辞めた9年4月1日の時点までさかのぼって種別変更されたことが確認できる上、A町（現在は、B町）の被保険者記録でも、申立期間当時、申立人は第3号被保険者として記録されていたことが確認できることから、同町から申立人に納付書が送付されることは無く、保険料を納付することができない。

また、申立人が関連資料として提出した商工会作成の平成9年の給与支払報告書（申立人の夫は青色申告事業主であり、申立人は青色申告専従者であった）には、「社会保険料等の金額」欄に1年分の国民年金保険料の金額が記載されているが、申立人が第3号被保険者であったことが確実な9年1月から同年3月までの保険料を含めた金額を申告していること、10年の給与支払報告書で1年分の保険料を納付していたことを申告しながら、同年7月分の保険料を12年8月に過年度納付した記録が確認できることなど、申告金額の内容に不合理な点が見受けられる。このほか、申立人の夫が提出した申立期間前である

8年の確定申告書控に記載された社会保険料控除額も納付状況からみて不自然であり、税務関係資料をもって申立期間の保険料納付があったことを推認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間についての国民年金への各種手続及び保険料の納付については、すべて申立人の夫が管理していたとし、申立人自身は関与しておらず、申立人の夫に聴取しても申立期間当時の国民年金の手続及び保険料納付の状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和20年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和40年12月から42年3月まで

私が20歳の時、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、住み込みの店員の分と一緒に集金人に納付していた。母親、夫、店員の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納となっているのは納付できないので、納付を認めてほしい。

なお、保険料は、印紙のようなものを手帳にはって集金されていたことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は既に亡くなっている上、申立人自身は国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が共に保険料を納付したとする元店員は、申立期間当時は20歳前で厚生年金保険の加入又は無資格の期間であったことが確認できる上、申立人の夫も20歳前で無資格の期間であり、申立期間当時、保険料を納付していたのは申立人の母親だけであったことが社会保険事務所の記録から確認できることから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年10月ごろに払い出されており、その時点で申立期間の保険料は時効により納付できないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 10 日から同年 11 月中旬ごろまで
② 昭和 28 年 4 月 12 日から同年 11 月中旬ごろまで
③ 昭和 29 年 4 月 10 日から同年 12 月 10 日まで
④ 昭和 30 年 4 月 10 日から同年 11 月中旬ごろまで
⑤ 昭和 31 年 4 月 10 日から同年 11 月中旬ごろまで
⑥ 昭和 32 年 4 月 10 日から同年 11 月中旬ごろまで
⑦ 昭和 33 年 4 月 10 日から同年 11 月中旬ごろまで
⑧ 昭和 34 年 4 月 10 日から同年 10 月末日まで
⑨ 昭和 35 年 4 月 10 日から同年 10 月末日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A省B局C部において、昭和31年5月19日から同年10月31日までの期間、32年4月26日から同年6月1日までの期間及び33年4月15日から同年9月15日までの期間について厚生年金保険の加入記録があるが、当該期間以外の期間については、加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間は、いずれもA省B局C部に季節労働者として雇用され、申立期間①から③まではD地、申立期間④から⑥まではE地、申立期間⑦から⑨まではF地においてG職に従事していた。当時の上司の名前等も記憶しており、勤務していたことは間違い無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A省B局C部に申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用の有無に

ついて照会したところ、「当部が保管している『健康保険厚生年金保険台帳』から、社会保険庁の記録どおりの資格取得及び資格喪失に係る届出を行っていた。また、当該期間に申立人が勤務していたことは確認できるが、それらの期間以外については、申立人の勤務実態等を確認できる関係資料等が無く不明である。」との回答を得ている。

- 2 申立期間①から③までについて、社会保険事務所の記録によると、A省B局C部は昭和28年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①及び②のうち28年4月は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、A省B局C部が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年5月から29年12月までの期間について、社会保険事務所が保管する同C部の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人は、「申立期間①から③までの期間当時は、「H職」としてG職の助手をしていた。」と供述しているところ、申立人が一緒に勤務していたとする同僚は、社会保険事務所の記録上、昭和33年4月2日から同年10月24日までの期間及び34年4月9日から同年9月16日までの期間について、C部での厚生年金保険の加入記録が確認できるが、当該同僚に照会したところ、「A省B局C部には、昭和29年4月ごろから勤務し、最初の3年くらいはG職の見習をしており、その後、G職となった。私が厚生年金保険に加入したのは33年4月からであり、年金記録には誤りは無い。」としていることから判断すると、当時、事業主はG職の見習であった期間については厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間④から⑨までについて、申立人の当時の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA省B局C部に勤務していたことは推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA省B局C部の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間④から⑨までの期間のうち、昭和31年5月19日から同年10月31日までの期間、32年4月26日から同年6月1日までの期間及び33年4月15日から同年9月15日までの期間は同部において厚生年金保険に加入していることが確認できるが、当該期間以外の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、A省B局C部から提出のあった、「健康保険厚生年金保険台帳」において、申立人の厚生年金保険の記録は、資格取得日は昭和31年5月19日、資格喪失日が同年10月31日、資格取得日は32年4月26日、資格喪失日が同年6月1日及び資格取得日は33年4月15日、資格喪失日が

同年9月15日と記載されており、同台帳の資格得喪年月日は社会保険庁の記録と一致する。

加えて、申立人がA省B局C部で一緒に勤務していたとして名前を挙げている同僚二人に照会したが、申立期間④から⑨までの期間(社会保険事務所の記録上、厚生年金保険の加入が確認できる期間を除く。)について、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間④から⑨までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 713

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月から 31 年 3 月まで
② 昭和 31 年 4 月ごろから 34 年 12 月ごろまで

申立期間①は、A社B事業所において勤務し、勤務期間中に骨折して、労働災害で通院した記憶がある。申立期間②は、C社D支店においてE業務の助手として勤務し、勤務期間中に社会保険を使って通院した記憶がある。

両申立期間について、給与明細書等の保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A社B事業所は、昭和 27 年 10 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①は適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録から、当時の従業員全員が昭和 27 年 10 月 30 日付けで資格喪失処理されていることが確認でき、同日付けで当該事業所の全喪記録も確認できることから、当時の事業主が何らかの意図を持って同手続を行ったものと思われるが、当該事業所は既に登記簿上でも解散しており、事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述等を

得ることができない。

さらに、申立人が名前を挙げている同僚6人については、申立人の同僚の氏名についての記憶が曖昧であり、個人を特定することができないため、これらの者から、当該事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したところ、「申立人とはB事業所のF部門で一緒に勤務していた。私が同事業所で勤務していたのは、昭和29年4月までであったと思う。同年4月に現場で火事が発生し、現場は閉鎖され、その後閉所となった。」、「申立人について、B事業所で勤務していたことは覚えているが、勤務していた期間は分からない。何年かの4月に火事になり、それで閉所したと思う。」との供述を得た。また、G町（旧H町）役場に、A社B事業所の閉所日等の照会をしたところ、「旧H町が平成3年に発行した『新H町史』において、B事業所は、昭和29年4月にI部門から発火して工場、J部門などの主要施設を焼失し、同年6月20日に閉所となり、全従業員を解雇したとの記述がある。」との回答を得た。このことから、当該事業所は、29年6月には閉所し、その後は同事業所の名称では事業が行われていなかったことが推察される。

なお、申立人は労働災害により通院したと主張しているが、作業中のけがについては労働者災害補償保険適用のため、病院に受診したことをもって厚生年金保険に加入していたとは認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間②においてC社D支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、K保険組合に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、C社D支店は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、同社L支店に申立人の厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「当時の賃金台帳等の関係書類は保管されておらず、申立人の雇用の事実は確認できないが、当時、臨時職員については厚生年金保険に加入させていなかった。」との回答があった。

加えて、申立人は、「当該事業所で勤務している期間において、正社員になるための試験を受けたことは無い。」と供述しているところ、申立人が名前を挙げた同僚は、「当該事業所に入社後、試験を受け合格し正社員となるまでは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、当該事業所において申立期間中に厚生年金保険の被保険者であった者二人が、「正社員となるまでは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、これらの者がそれぞれ入社から2年後及び3年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、当該事業所では、職員について、採用後に試験を受け合格し正社員となった時点で厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 56 年 2 月から同年 6 月 1 日まで

申立期間①については、A社あるいはB社において勤務していた。また、申立期間②については、C社において勤務していた。

両事業所で採用される時に社会保険の適用があることを確認して入社したので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、両申立期間の雇用保険の被保険者記録において、申立人の両事業所における加入記録は存在しない。

2 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社ないしB社は、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、同事業所名及び類似の名称等での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、当該事業所の所在地を管轄する法務局には、当該事業所名及び類似の名称の商業登記の記録は無い。

さらに、申立人は一緒に勤務していた同僚について、名字のみしか記憶しておらず、この同僚を特定することができないため、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

3 申立期間②について、C社は、社会保険事務所の記録によると、平成9年10月8日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

また、申立人は、一緒に勤務した同僚の名前を記憶していないため、社会保険事務所の記録から、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚14人に照会し、10人から回答を得たが、申立人に関する記憶がある者はいないため、申立ての事実を確認できる供述は得られず、ほかに申立人が申立期間②において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

4 このほか、両申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から同年12月まで
昭和28年4月にA省B局C事務所に採用になり、作業員として、同年12月まで勤務していた。この間、給与から社会保険料が控除されていたことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間においてA省B局C事務所で勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できる給与明細書等の関連資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、当該事業所に照会したところ、「関係書類については、保存年限を経過しており不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない上、「申立期間に当該事業所で申立人と同じく4月から12月までの季節雇用者として勤務し、日給制の給与から失業保険料は控除されていたが、厚生年金保険料が控除されたことは無く、当該事業所において厚生年金保険に加入することは無かった。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者5人に照会したが、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

なお、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 716

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から32年2月4日まで
昭和30年9月1日にA社に入社した。入社時に試用期間は1か月と聞いていたが、同事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得は、32年2月4日からとなっている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所の当時の事業主及び役員は既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないため、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録の確認できる者3人のうち連絡のとれた一人は、「入社から厚生年金保険に加入するまで数年かかった。当時の同僚の中にも厚生年金保険に加入していない者が複数名いた。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業主は、社員を採用後ある程度の期間が経過してから厚生年金保険の加入手続を行っていたと推察できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 21 日から 32 年 3 月 21 日まで
昭和 31 年 3 月 21 日にA社に入社し 37 年 3 月 31 日まで継続して勤務していた。

当該事業所への入社に当たっては、面接時に各種社会保険の適用があることを確認していたが、当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得は、記録上、昭和 32 年 3 月 21 日からとなっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認することができるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び役員は既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況等についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人、及び社会保険事務所の記録から申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者7人に照会したところ、うち一人が、「同僚も含め入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

なお、上記同僚8人のうち、入社日の記憶がある6人について、本人が記

憶している入社日と社会保険事務所の記録による厚生年金保険の資格取得日を比較したところ、うち3人が、入社後1年から2年を経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、当該事業所の厚生年金保険の加入基準については確認できないが、申立期間当時、当該事業主は、勤務していた者全員を一律的に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれ、社員を採用後ある程度の期間が経過してから厚生年金保険の加入手続を行っていたと推察できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 718

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

A社B支店C事業所に臨時雇用員として採用された昭和 41 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

当時の給与明細書等は保管していないが、勤務経歴書の写しにより、申立期間において、同事業所に臨時雇用員として勤務していたことを確認することができるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された勤務経歴書の写しから判断すると、申立人が申立期間において、A社B支店C事業所に臨時雇用員として勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社B支店の厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した事実はなく、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、D社は、「勤務していた支店が厚生年金保険の適用事業所であれば、臨時雇用員は厚生年金保険に加入することになるが、実態として、同保険の適用については、各事業所の判断により行われていた。」と供述しているところ、申立人が名前を挙げたA社B支店C事業所における同期入社と同僚6人のうち二人は、「昭和 41 年 3 月から臨時雇用員として勤務してい

た。」と供述しているものの、当該同僚の臨時雇用員であった期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人及び前述の同僚二人は、昭和41年4月1日に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したものの、同日付けで、E共済組合における被保険者資格を取得していることを理由とし、同年5月31日に、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得記録を取り消されていることが確認できる。

その上、社会保険事務所の記録により、申立期間である昭和41年3月の1か月についてのみ厚生年金保険に加入し、同年4月1日からE共済組合の被保険者となっている同年齢の同僚が17人確認できるが、そのうち所在が特定できた15人に照会したところ、これら15人全員が厚生年金保険の加入期間は臨時雇用員であることが確認できるものの、A社B支店C事業所において採用された者はおらず、別の事業所で採用されていることから判断すると、申立人が、同事業所において、申立期間について厚生年金保険に加入し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 719

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 4 月 21 日まで
A市B局C部D事業所に臨時職員として勤務していた昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 4 月 21 日までの期間について、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

当時の給与明細書等、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを証明できる資料は無いが、確かに給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人がA市B局C部D事業所に勤務し厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる採用通知書及び給与明細書等の資料は無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、事業主に照会したところ、事業主は、「確認できる資料が無いため不明である。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は申立期間において当該事業所に勤務していなかった。」と供述しているほか、申立人と当該事業所に同職種で勤務していた他の同僚も「申立期間は臨時職員を採用していない。」と供述しており、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、雇用保険の被保険者記録では、申立期間について加入記録が無い一方、申立期間以外の期間でA市B局及びA市B局E会において加入した記録が確認され、これは、厚生年金保険の記録と一致している。

加えて、社会保険事務所が保管する申立てに係るA市B局及びA市B局E会における厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した事実はなく、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 720

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月から 47 年 12 月まで
② 昭和 48 年 7 月から 50 年 1 月まで
③ 昭和 50 年 10 月から 54 年 10 月まで
④ 昭和 60 年 10 月から平成元年 1 月 10 日まで
⑤ 平成元年 1 月 24 日から同年 2 月 10 日まで
⑥ 平成元年 2 月 14 日から 2 年 11 月 1 日まで

申立期間①から⑥について、①の期間についてはA社、②の期間についてはB社、③及び④の期間についてはC社、⑤の期間についてはD社、⑥の期間についてはE社に、それぞれ勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。

申立期間③及び④の期間の一部については、C社の厚生年金保険料が控除された給料支払明細書を持っている。

すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、事業所の名称及び勤務期間を正確に記憶していないものの、申立人が記憶している事業所の所在地、業務内容及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間①のうち昭和 47 年 3 月 11 日から同年 9 月 14 日までの期間についてF社で勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、事業主に照会したところ、申立期間当時の代表取締役は死亡しているため当時の状

況を確認することはできないが、現在の代表取締役であり、申立期間当時の代表取締役の妻は「申立人に係る人事記録や給与台帳等の保険料控除が確認できる資料は保存されていないが、申立期間当時の現場作業員については、厚生年金保険に加入させていなかったし、加入していない者から厚生年金保険料を控除するようなことは無かったと記憶している。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している上司については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に該当者を確認することはできなかったが、同名簿より所在が確認できた者に照会したところ、「F社は、厚生年金保険に加入していたのは幹部社員だけであり、現場作業員には厚生年金保険を適用していなかった。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管するF社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は記載されておらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人がB社に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該事業所に係る雇用保険の記録も確認できない。

また、申立人は、B社ではG職として勤務していたとしているが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和49年2月9日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立人から名前の挙がった同僚及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿より所在の確認できた複数の同僚に照会したが、申立人の名前を記憶している者はいないことに加えて、昭和48年3月まで社会保険事務を担当していた者は、「正社員であれば、厚生年金保険に加入していたが、G職は正社員ではない者もいた。正社員のみ、保険料を控除していたと思う。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は記載されておらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③及び④については、申立人から提出された写真及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤

務していたことは推認できるが、当該事業所は商業登記簿謄本によると昭和 57 年 3 月 11 日に I 社として設立後、59 年 1 月 24 日に C 社に商号変更しており、申立期間③における商業登記を確認したが、該当法人は見当たらない上、社会保険事務所の記録によると、C 社は 62 年 5 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間③及び申立期間④の一部について、C 社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

一方、申立人より、昭和 50 年 11 月分、51 年 1 月分から同年 3 月分、52 年 8 月分、同年 10 月分、53 年 12 月分、54 年 7 月分、60 年 10 月分及び 62 年 5 月分の 10 か月分の給料支払明細書が提出されたが、この 10 か月分の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額は、この間、3 回の保険料率の改訂が行われているにもかかわらずすべて同じ額であり、その他の各支給項目及び控除項目について記載されている内容にも不自然な点があり、提出された給料支払明細書すべてについて、信憑性に欠ける内容となっていることから、事業主が保険料を源泉控除した事実が確認できる資料とは判断することができない。

また、C 社に係る社会保険事務所の適用の手続を昭和 62 年 5 月 1 日付けで行った社会保険労務士事務所の所長は、「申立期間③については、C 社は存在していなかったと思う。C 社に名称変更したのは昭和 60 年少し前であったと記憶しており、それ以前は、別の名前であった。」と供述している上、申立人から提出された写真に撮影されていた、申立人が C 社で使用していたとする車輛の登録番号「〇〇 88 あ xxxx」について、J 省 K 局 L 支局に確認したところ、60 年 5 月 27 日に C 社に使用者氏名が変更されたことが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本では C 社は平成 9 年 7 月 28 日に商号変更した後、14 年 12 月 3 日に解散しており、社会保険庁の記録においても 3 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在不明であることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

加えて、申立期間④については、申立人に係る雇用保険の加入記録において昭和 61 年 6 月 13 日から同年 8 月 4 日までの期間については、C 社とは異なる事業所で雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人が C 社に継続勤務していたという主張は不自然である。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑤については、申立人から提出された手帳の記載内容から判断すると、申立人は D 社に勤務していたものと推認することができるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実

を確認できる給与明細書等の関連資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人が当該事業所に勤務していたとする期間は1か月に満たない期間であるが、当該事業所は、「申立期間当時は、採用後3か月は試用期間であり、厚生年金保険には加入させていない。」と回答しており、申立期間前に社会保険事務を担当しており、現在も当該事業所に勤務している者は「平成元年ころは3か月の試用期間があり、その間は、保険料を控除することも無かったので、1か月に満たない勤務期間の者から保険料を控除することは無かった。」と供述している。

さらに、複数の同僚について社会保険庁の記録を確認したところ、前職との間に3か月から数年の空白の期間があることが確認できることに加え、社会保険庁の記録より所在の確認できた者に照会したところ、「一般的には3か月程度の試用期間があったと思う。」と供述している。

加えて、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑥については、申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると期間の特定はできないものの、申立人はE社にG職として勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、商業登記簿謄本によると、当該事業所は、申立期間②の事業所が昭和54年9月20日にE社に商号変更した後に、平成17年7月27日に解散していることに加えて、社会保険庁の記録では、同年8月1日に適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主に照会しても回答を得ることができず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

さらに、当該事業所において申立期間の一部について社会保険事務を担当していた者は、「G職は、入社後2か月から3か月の期間が経過してから厚生年金保険に加入させていたが、社長の判断でもう少し遅らせることもあった。厚生年金保険に加入する前から、保険料を控除するようなことは無かった。」と供述しており、申立期間の後に社会保険事務を担当していた者も「厚生年金保険の適用については、一定の基準は無く、社長の判断で個人ごとに決定していたと思う。」と供述している。

加えて、雇用保険の加入記録では、申立人は当該事業所において平成2年11月1日に資格取得しており、社会保険庁の厚生年金保険の資格取得日の記録と合致している。

このほか、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料の控除について、

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 721

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 8 月 21 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、脱退手当金支給済みのため、年金の金額に反映されない期間である旨の回答をもらった。脱退手当金を受け取った覚えはないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示は無いが、その他の受給者にも、他の事業所を勤務後に受給した一人を除いて脱退手当金の支給を意味する表示が無い上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和 37 年 10 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間後に別事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した際の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間の同番号とは別番号が新たに付番されていることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 722

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 30 日から 36 年 5 月 7 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間については昭和 36 年 10 月 13 日に厚生年金保険の脱退手当金として支給済みとなっているが、当時は長女の出産時期であり、脱退手当金を請求した覚えも無く、また、受け取った記憶も無い。支払通知があれば必ず覚えているはずであり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 5 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 6 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、その全員に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 4 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定がなされている上、当該事業所の給与担当者は「結婚退職する女性はほとんどの人が脱退手当金を受け取っていた。会社に相談すれば請求手続を代行してくれた。自分の妻もそのようにして受給した。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 10 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立人は支給決定日当時は長女の出産時期で入院中であることをもって、受給の事実はないと主張しているが、支給決定日と実際の支給日とは必ずしも一致しない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 19 日から 46 年 1 月 1 日まで
過去の年金記録を確認したところ脱退手当金を受給したことになっていることが分かったが、脱退手当金の請求手続をした覚えは無く、受け取った記憶も無い。
脱退手当金の支給日まで申立期間に係る事業所を退職後約 8 か月も経っていることや、支給決定日直前の厚生年金保険の加入期間を除いて請求していることなど疑問なので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は支給決定日直前の厚生年金保険の加入期間を除いて請求していることに疑問を持っているが、脱退手当金の支給決定日はその直前の事業所を 20 日余り勤務した後 7 日しか経っていないことを踏まえると、脱退手当金の請求は申立期間に係る事業所を退職後支給決定日直前の事業所に勤務するまでの間（昭和 46 年 1 月 2 日から同年 8 月 31 日の間）に行われた可能性があり、不自然さは見受けられない。

なお、申立期間後に別事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した際の厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間の同番号とは別番号が新たに付番されていることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 724

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 21 日から 43 年 2 月 1 日まで

A商店街内のB社には、昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 1 月 31 日まで途切れることなく勤務したが、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、41 年 8 月 21 日に被保険者資格を喪失したことになっている。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人が勤務していたとする事業所は、商業登記簿謄本によるとB社として昭和 25 年 12 月 15 日に設立登記されていることが確認できるとともに、社会保険事務所の記録によると申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるが、申立当時の取締役は「A商店街内で勤務していた職員の厚生年金保険は、C協同組合で加入していた。」と述べているところ、申立人は同事業所において 40 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、前述の取締役は、「申立人が勤務していたか否かは不明である。当該事業所は既に解散しており、当時の関係資料は残っていない。」としており、C協同組合も、「資料等を保存していないことから当時の状況は確認できない。」としていることから、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保

険料の控除について確認できない。

なお、申立人は一緒に勤務していたとする同僚の名字しか記憶していないため、これらの同僚を特定することができず、申立てに関する供述を得ることができない上、社会保険事務所の記録から申立期間当時にC協同組合において厚生年金保険被保険者であったことが確認できるとともに、申立人が勤務していたとする売場の店長であった者は、「申立人のことは知っている。いつ退職したかは記憶に無いが、あまり長くは勤務していなかった。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票によると申立人の資格喪失日は昭和41年8月21日と記載されており、前述の店長には41年以降の定時決定の記載がなされているところ、申立人には当該記録が無い。このように、定時決定の記録が無いのは、申立人について、事業主から41年8月21日資格喪失した旨の届出が提出されたためであると考えられる。

その上、申立人の雇用保険の記録によると、C協同組合に係る離職日は昭和41年8月20日となっており、厚生年金保険の資格喪失記録と合致している。

一方、B社の厚生年金保険被保険者名簿及び原票にも申立人の名前は記載されておらず、同名簿及び原票の整理番号に欠番も見られないことから、申立人が申立期間当時、B社において資格取得した形跡も無い。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 725

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
② 昭和 32 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 12 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで

申立期間①については、事業所名ははっきりしないが、A社B工場なる事業所に勤務していた。

申立期間②については、C社D支店に勤務していた。申立期間③については、E社に勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①について、申立人は、実際に勤務していた事業所名及び事業主の名前を記憶しておらず、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、A社B工場の名称での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、当該事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記簿謄本の記録は無い。

また、社会保険事務所の記録から事業所名及び所在地が類似しているF社（現在は、G社）の存在が確認できたが、当該事業所に照会したところ、「当時の資料は保管されておらず、申立人の勤務実態は確認できない。また、古くから在籍していた社員に確認したがB工場が存在していたか否か

については不明である。」と述べており、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前が確認できない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚は、社会保険事務所の記録によると、申立期間①に厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらず、F社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、「申立人の名前に記憶は無く、当該事業所にB工場は無かった。」と述べている。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、C社D支店は昭和33年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間②においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、昭和50年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため同社本社に照会した結果、当時の関係資料は保管していないとしているものの、「当時、H職は委任契約の歩合給制であるため、入社時には厚生年金保険に加入させておらず、1期（3か月）ごとに契約更新の審査があり、特に成績が優秀な者以外は8期（24か月）更新したH職でなければ厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所の記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた二人に照会したところ、「申立人の名前に記憶は無い。」と述べており、このうち事務を担当していた者は「当時、H職には試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている。

加えて、申立期間②における当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番も見られないことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、社会保険事務所の記録により、当時、適用事業所であったことが確認できるC社I支店の厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番も見られない。

- 4 申立期間③について、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、E社及び類似の名称での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、当該事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記簿謄本の記録は無く、J市K部に照会したが、当該事業所の存在を確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、社会保険事務所の記録によると、申立期間に厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらず、当該同僚は病気のため、当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間③のうち

昭和 36 年 4 月から同年 5 月までは国民年金保険料の申請免除期間になっていることが確認できる。

- 5 このほか、申立人のすべての申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったとは認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月10日から19年7月1日まで
A校B科C学科を卒業後、昭和18年3月10日から19年6月30日まで
D社E事業所で正職員として勤務し、F業務を行っていた。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、G業界では日本
で一番大きな会社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保
険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ
れていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金
保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

また、社会保険事務所の記録によると、D社E事業所は、既に厚生年金保
険の適用事業所に該当しなくなっているため当該事業所を承継しているH社
に照会したが、「勤務の記録が残っておらず不明である。」としており、申
立期間当時の事務担当者も特定できないことから、申立期間における申立人
の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人が名前を挙げた上司及び同僚は5人であるが、社会保険事務
所の記録により申立期間における当該事業所の厚生年金保険の加入記録が確
認できる者はおらず、申立期間以降の昭和19年10月1日に厚生年金保険の
被保険者資格を取得していることが確認できる申立人が上司であったとする
者は既に死亡しているため、申立人の申立てに係る供述を得ることができな
い。

さらに、社会保険事務所の記録により申立期間当時、当該事業所で厚生年
金保険被保険者であったことが確認できた5人に聴取したが、申立人の申立

てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間は、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法(昭和17年6月施行)の適用の期間であるものの、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者となるとされているが、申立人は「職場の全員が専門知識を学んだ技術者及び研究者であり、自分は上司の下でF業務を行っていた。」としており、筋肉労働者ではなかったと認められることから、労働者年金保険の被保険者ではなかったものと判断される。

このため、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月ごろから20年4月1日まで
② 昭和20年8月1日から同年10月ごろまで

昭和19年3月にA社（現在は、B社。）のC課のD課長の指示で、近海航路の貨物船であったE船の船員として乗船した。その後、E船は徴用船になった。F省G局（現在は、H省I局）から発行された履歴書には、昭和20年4月1日に徴用船E船に乗船し、同年8月10日に嘱託が解かれたとなっているが、同年10月まで乗船していた。

船員保険料控除を証明できる資料等はないが、申立期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、申立人が、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

また、両申立期間について、B社に照会したが、「船員名簿、船員保険者票を調査したが、申立人の記録は無い。A社及びE船の資料も無い。」としている上、当時の事業主も死亡しており、申立人の勤務実態や船員保険の加入状況について確認できない。

なお、申立人は、一緒に乗船していた同僚12人のうち、二人の名字を記憶しているのみであり他の資料も無いことから同僚を特定できない。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、A社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の者に照会したところ、「D課長は在籍していたが、申立人の名前には記憶が無い。」と述べている。

加えて、A社が所有していた船舶のうち、船員保険の適用事業所となって

いた船舶はJ船、K船、L船の3隻のみである。

その上、社会保険事務所のA社に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されていない。

このほか、申立人の両申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 728

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月ごろから18年10月ごろまで
② 昭和18年11月ごろから19年7月ごろまで

申立期間①については、A社B事業所に勤務していた。

申立期間②については、C社D事業所に勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はなく、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①について、A社に照会したが、「B事業所は既に閉所しており、厚生年金保険被保険者に関する資料は残されていない。」としている上、当時の事業主も死亡しており事務担当者も氏名が特定できないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚5人のうち、4人は名字しか記憶していないため特定できず、他の一人（故人）は社会保険事務所の記録によると、別の事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録により申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる7人に照会したが、全員が申立人を知らないと述べていることから、申立ての事実を確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されていない。

- 3 申立期間②については、C社に照会したが、「当時の社員名簿は無く、厚生年金保険の加入状況は分からない。」と述べている。

また、申立人が一緒に勤務していたという同僚3人のうち一人は社会保険事務所の記録によると当該事業所における厚生年金保険の記録は確認できず、他の二人は厚生年金保険の記録は確認できたものの、病気等により、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる6人に照会したところ、「申立人の名前に記憶は無い。」と述べている。

加えて、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されていない。

- 4 このほか、両申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 729

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月から 29 年 9 月まで

昭和 21 年から A 社 B 事業所で C 職をしていたが、けがにより一度退職し、27 年 6 月から D 業務や E 業務をする部署に再度採用された。厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していた複数の同僚の供述及び申立人が所持している昭和 27 年 9 月に同僚と撮影した写真から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時に A 社 B 事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所は、「F 県内の事業現場については、書類の存否が確認できず不明である。」と回答しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、前述の同僚は、「申立人とは半年間くらい一緒に勤務した。申立人は臨時職員であった。」と供述しており、社会保険事務所の記録により、申立期間当時に当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できた複数の者は、「申立人を知らない。当時は臨時職員が多数勤務していた。臨時職員が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と供述しているところ、このうちの一人が臨時職員として名前を挙げた者は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が存在しない。

加えて、申立人が所持している写真に写った同僚8人のうち3人は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡が見当たらない。

その上、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 730

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで

昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 9 月までは臨時職員として、同年 10 月 1 日からは正社員として、A社B工場の分工場であるC工場（主管工場はB工場）に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、36 年 1 月 1 日からの厚生年金保険記録しか確認できなかった。

給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍期間証明書及び申立期間当時にA社B工場に勤務していた複数の同僚の供述により、申立人は昭和 34 年 4 月 1 日から当該事業所に勤務していたことが認められるが、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、当該事業所によると、申立人に関する情報は入退社の年月日のみであり、当時の厚生年金保険加入状況に関する確認資料は無いため詳細は不明であるとしていることから、申立人が正社員になった日及び申立期間当時における申立人の厚生年金保険加入状況等についての確認ができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「昭和 32 年 11 月に臨時職員として入社し、36 年 5 月 1 日から正職員になった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、36 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、社会保険事務所の記録により申立人と同日である同年 1 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者の中には、その供述から、申立人より 1 年以上前から臨時

職員として入社したとしている者や、申立人より先に正職員になったとしている者が複数存在し、入社日及び正職員になった日と厚生年金保険の資格取得日は一致していないことが確認できる。

加えて、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和 36 年 1 月 1 日となっており、それ以前に申立人が当該事業所において資格取得した形跡は認められないことから、事業主は申立期間において申立人の厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 731

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月ごろから同年12月ごろまで

昭和44年の4月ごろから同年12月ごろまでA社で働いていた。仕事は主にB職だった。同僚の名前も記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、事業所名は不明であるものの、申立期間のうち昭和44年5月1日から同年11月30日まで勤務していたことが確認できるほか、社会保険事務所の記録により申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の同僚が、「昭和44年ごろ申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

さらに、①前述の同僚のうち現場作業員であった者は、「申立人は主にB職をしていた。当該事業所で勤務する者はほとんどが季節労働者であり、地元の人ではない場合も多いので、何を基準にしていたかは分からないが、厚生年金保険に従業員全員が加入していた訳ではないと思う。」と供述していること、②当該同僚が名前を挙げた同僚及び申立人が名前を挙げた同僚の中には当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い者が多数存在すること、③申立人は当該事業所では20人ほど勤務していたと供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、申立期間における当該事業所の被保険者数は最大でも12人であることが確認できることから判断すると、当時、事業主は

すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない実態が見受けられる。

加えて、当該事業所の厚生年金保険被保険原票には、申立人の氏名は記載されておらず、同原票の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間においては国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 732

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月ごろから 53 年 12 月ごろまで
申立期間は、A社でパート従業員として勤務しており、B業務を行っていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、当該事業所に照会したところ、当該事業所から、「保管している当時の厚生年金保険被保険者台帳において、申立人は記載されていない。」との回答があり、申立人の厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人のうち二人については、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、当時の事業主の実妹でB課係長であった他の一人は、当該事業所において同保険の加入記録を確認できるものの、「申立人は、1日3時間程度勤務していたパート従業員であったと記憶しているが、当時、パート従業員は厚生年金保険に加入させておらず、その代わりに時給を高く設定していた。パートで長期間勤務していた他の従業員に、『パートだと厚生年金保険に加入できないので、正社員にしてもらったかどうか。』とアドバイスした記憶もある。」と供述している。加えて、申立期

間中に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された者8人に照会したところ、回答があった3人のうち申立人について記憶していた一人は、「申立人は1日4時間から5時間の勤務であった。また、厚生年金保険には正社員だけが加入していた。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、当時、パート従業員については厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 733

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで
② 昭和 43 年 6 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

申立期間①は、A社（社会保険事務所の記録では、B社）に昭和 40 年 9 月から 42 年 12 月まで勤務していたにもかかわらず、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当該期間においては、同社に在籍しながら、同社の社長が設立したC社を手伝ったこともある。

申立期間②は、D社（社会保険事務所の記録では、E社）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。自分は、同社がA社からF市の指定店の名義を譲渡されるに当たってG職員として入社しており、H業務を担当していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

2 申立期間①については、複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録が申立期間内に一部確認できることから判断すると、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 43 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人のうち

二人は、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡が無い。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された6人に照会したところ、回答のあった3人のうち二人は、いずれも、申立人と同様に昭和42年12月まで勤務していたと供述しているところ、このうち申立人と同じくI職であった一人は、申立人と同様に41年1月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、「同年1月1日から給与が支給されなくなった。」と供述しており、また、J職であった他の一人は、同年9月9日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる上、「当時は会社の経営状態が悪かった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、経営上の理由から、I職等一部の従業員について、実際の退社日より前に厚生年金保険被保険者の資格を喪失させていたものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間①中に、C社でも勤務していたと主張するが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①の約2年後の昭和45年4月1日であり、申立期間①においては適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

- 3 申立期間②については、複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録が申立期間内に一部確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和46年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の役員であった者に照会したものの、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認することができなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚7人のうち二人は、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡が無い。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該同僚7人のうち当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる者5人に照会したところ、このうち回答があった3人のうち二人は、いずれも「K作業に従事していた。」との供述があり、他の一人は「J職であった。」との供述があったことから、いずれも、申立人とは職種が異なっていたことが確認できる。また、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された8人に照会したところ、職種について回答のあった7人のうち5人は、いずれも、「K作業に従事していた。」と供述しているほか、「I職であった。」と供述している他の一人は、「社長の兄の紹介で入社し、社長の家

に住んでいた。」とも供述していることから、いずれも、申立人とは立場が異なっていたものと考えられる上、上述の申立人の同僚の一人が、「当該事業所は、当初はL関係の仕事をしていたが、申立期間当時、F市からM事業者の指定を受けた。」と供述していること、及び申立期間当時、当該事業所で取締役であった者が、「当時、当該事業所はL部門とN部門に分かれていた。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、当時、L部門に勤務する者は厚生年金保険に加入させていたものの、N部門に勤務していた者については、一部の者を除いて厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 734

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月1日から29年12月1日まで
② 昭和30年3月1日から31年12月1日まで
③ 昭和32年3月1日から33年12月1日まで
④ 昭和34年3月1日から36年12月1日まで
⑤ 昭和37年3月1日から38年12月1日まで
⑥ 昭和39年3月1日から41年12月1日まで
⑦ 昭和42年3月1日から44年12月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社（①の期間）、B社（②の期間）、C社（③の期間。現在は、D社。）、E社（④の期間）、F社（⑤の期間）、G社（⑥の期間）及びH社（⑦の期間）にそれぞれ勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

2 申立期間①について、申立人の当時の上司及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

また、A社に照会したところ、「当時の関係書類が無く、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用の有無については不明である。」との回答を得ている。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 29 年 2 月 1 日から同年 9 月 13 日までの期間についてはA社において厚生年金保険に加入していることが確認できるが、これ以外の期間については、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人が一緒に勤務していたとする同僚二人は、申立期間①の一部の期間において厚生年金保険の加入記録があるが、二人とも既に死亡しており、申立てに係る供述等を得ることができず、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間①に同事業所で厚生年金保険に加入していることが確認でき、かつ、所在の判明した同僚等二人に照会したところ、このうち一人は、「申立人は、職人の見習期間として3年間工場に住込みで勤務しており、この期間の給料は支給されず、厚生年金保険には加入させてもらえなかったと思う。また、申立人の厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述し、もう一人は、「申立人は知っているが、勤務していた期間は分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、申立てのあったB社という名称で厚生年金保険の適用事業所となっているものは無く、名称が類似した事業所でI社が厚生年金保険の適用事業所として存在するが、同事業所の厚生年金保険の適用年月は昭和 28 年 6 月から同年 10 月までの期間であり、申立期間②については適用事業所ではない。

また、申立人が勤務していたとする事業所は、J協同組合に照会しても当該事業所を特定できる情報を得ることができず、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人は、申立期間②において厚生年金保険の加入記録は無く、既に死亡していることから、申立人の勤務状況等について供述等を得ることができない。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立人は、申立期間②のうち昭和 30 年 11 月 4 日から 31 年 5 月 21 日までの期間は、勤務していたとする事業所とは別の事業所（申立期間③で申立事業所であるC社）で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 申立期間③について、D社に照会したところ、「当時の関係書類が無く、申立期間③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用の有無については不明である。」との回答を得ている。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間②に含まれ

る昭和 30 年 11 月 4 日から 31 年 5 月 21 日までの期間は C 社において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、申立期間③については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人は、申立期間③において同事業所での厚生年金保険の加入記録は無く、既に死亡していることから、申立人の勤務状況等について供述等を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立期間③に同事業所で厚生年金保険に加入していることが確認でき、かつ、所在の判明した同僚 17 人に照会し、9 人から回答を得たが、申立人の具体的な勤務期間や厚生年金保険の加入状況等について、申立てを裏付ける供述等は得られない上、申立期間③当時の事務全般の責任者であった者は、「申立人については記憶に無い。当時勤務していた K 職人の中には、本人の希望により厚生年金保険に加入させなかった者もいた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 申立期間④について、社会保険事務所の記録によると、申立てのあった E 社は、昭和 48 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④当時は適用事業所ではない。

また、名称が類似した事業所で L 社が厚生年金保険の適用事業所として存在するが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿上、申立人に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人が勤務していたとする事業所は、J 協同組合に照会しても当該事業所を特定できる情報を得ることができず、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚一人は、申立期間④のうち、一部の期間について上述の L 社において厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、既に死亡していることから、申立人の勤務状況等について供述等を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 6 申立期間⑤について、社会保険事務所の記録によると、申立てのあった F 社という名称で厚生年金保険の適用事業所となっているものは無く、名称が類似した事業所で、M 社、N 社及び O 社が厚生年金保険の適用事業所となっていることから、社会保険事務所が保管する、これら 3 事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び同原票を確認したが、申立

人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立人が勤務していたとする事業所は、J協同組合に照会しても当該事業所を特定できる情報を得ることができず、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

さらに、申立人は、当時、当該事業所で一緒に勤務していた同僚等の名前を覚えておらず、申立てに係る供述等を得ることができない。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立人は、昭和38年8月1日から同年12月12日までの期間は、勤務していたとする事業所とは別の事業所（申立期間⑥の申立事業所であるG社）で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

7 申立期間⑥について、申立人の当時の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がG社に勤務していたことは推認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間⑤に含まれる昭和38年8月1日から同年12月12日までの期間、39年7月1日から同年12月10日までの期間及び40年5月1日から41年2月1日までの期間はG社において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、これらの期間以外の申立期間⑥に係る期間については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人は一緒に勤務していた同僚等の名前を覚えておらず、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間⑥に同事業所で厚生年金保険に加入していることが確認でき、かつ、所在の判明した同僚4人に照会し、3人から回答を得たが、このうち一人は、「申立人は記憶に無い。」とし、残る二人は、「申立人と一緒に勤務した。」としているが、この供述からは申立人の勤務期間の特定には至らず、厚生年金保険の適用の有無も不明である上、同原票において確認できる被保険者の厚生年金保険の加入状況を見ると、申立期間⑥において申立人と同様の厚生年金保険の加入記録となっている者が複数見られる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在不明のため、申立てに係る供述等を得ることができない。

その上、社会保険事務所の記録から、申立人は、昭和41年9月5日から同年12月29日までの期間は、勤務していたとする事業所とは別の事業所（申立期間⑦の申立事業所であるH社）で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 8 申立期間⑦について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人はH社において、昭和42年5月1日から同年12月28日までの期間について勤務していたと認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間⑥に含まれる昭和41年9月5日から同年12月29日までの期間及び42年5月1日から同年12月29日までの期間はH社において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、これらの期間以外の申立期間⑦に係る期間については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について、当該事業所の後継事業所に照会したところ、「当時の関係資料が見当たらず、申立人の勤務実態等については不明である。」との回答を得ている。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚一人は、申立期間⑦において厚生年金保険の加入記録は無く、既に死亡していることから、申立人の勤務状況等について供述等を得ることができず、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間⑦に同事業所で厚生年金保険に加入していることが確認でき、かつ、所在の判明した同僚7人に照会し、5人から回答を得たが、このうち二人は、「申立人を覚えていない。」と供述し、他の三人は、「申立人を覚えているが、勤務期間については分からない。」と供述している。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる被保険者の厚生年金保険の加入状況を見ると、申立期間⑦の前半及びその前の時期に当たる昭和41年から42年にかけて、申立人と同様の厚生年金保険の加入記録となっている者が多数見られる。

このほか、申立人の申立期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 9 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月ごろから 46 年 3 月ごろまで
申立期間は、A病院でC職として勤務していた。正職員ではなく、勤務時間は9時から16時までの7時間勤務であった。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA病院に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、当該事業所に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人のうち二人については、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、両人に照会したところ、いずれも、「正職員であった。」と供述していることから、申立人とは雇用形態が異なっていたと考えられるほか、申立期間中に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された者に照会したものの、正職員以外で厚生年金保険に加入していた者は確認できなかった。加えて、当該被保険者であった者のうち、申立人と同様に日勤者であったとの供述が得られた者が、「正職員は通常三交代であったが、自分は特に申し出て日勤のみとしてもらっていたもので、勤務時間は8時半から17時までであった。日勤から準夜勤への引き継ぎが16時半に行われるため、正

職員の日勤者が16時に勤務を終わることはあり得ない。正職員の勤務時間は厳密に設定されていたが、既婚女性が多かったパート職員の勤務時間は一定していなかった。」と供述していることを踏まえると、申立人は同人とは勤務形態が異なるパート職員であったと考えられ、当時、当該事業所では、パート職員について、厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 736

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から29年11月1日まで
昭和28年11月にA市にあったB社（現在は、C社D支店。）に勤務し、30年3月に一度退職するまで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時、同社はE社F事業所の下請を行っており、自分は、同事業現場のG業務に従事していた。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、C社D支店に照会したところ、「当社が保管する健保年金被保険者台帳において、年金記録で確認できる期間以外の申立人の厚生年金保険加入記録は存在しない。」との回答があったため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人は、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された者7人に照会したものの、申立人が昭和28年11月1日から当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間において、F事業現場のG業務に従事していたと主張するが、C社がインターネットで公開している同社の事業実績資料によれば、当該工事の工期は申立期間より後の昭和30年4月から34年9月

までであることが確認できることから、当該工事の工期前に多少の準備工事等があったとしても、申立人の当該工事に関する記憶は、申立人の当該事業所における厚生金保険の加入記録が確認できる昭和29年11月1日から30年3月1日までの期間及び31年1月13日から32年2月1日までの期間に係るものであると考えるのが妥当である。

その上、社会保険事務所の記録によると、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった上述の7人のうち、F事業現場で勤務していたとの供述があった一人については、自身が記憶する入社時点から5か月経過した昭和29年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、これは、申立人の被保険者資格取得年月日と同日であるほか、他の6人のうち二人についても、自身が記憶する入社時点から、それぞれ3か月、1年経過した時点で被保険者資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 737

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 1 日から 33 年 2 月 24 日まで

昭和 28 年 5 月から 34 年 9 月まで、A 社（現在は、B 社）C 事業所の D 部門で E 業務、F 業務等を行っていたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間中に A 社 C 事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、B 社に照会したものの、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認することができなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 5 人のうち、個人が特定できた 3 人のうち二人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、当該 5 人のうち他の二人については個人を特定することができず、これらの者について厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

加えて、申立人が、「入社時に、20 歳になるまでは試用期間であると言われた。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録により、申立人が当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、20 歳に達した 6 か月後の時点であったことが確認できる上、上述の同僚 3 人のうち、申立人と

同様にD部門勤務であったとの供述が得られた二人は、社会保険事務所の記録により、いずれも20歳となった数か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、このうち一人は、「採用時は臨時職員で、その後正社員となった。」と供述している。その上、社会保険事務所の記録により、当該事業所で申立期間前後に厚生年金保険の被保険者であった者（女性）で生存が確認された者に照会したところ、回答があった者のうち自身が記憶する入社時点から遅れて同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる二人のうち一人についても、20歳に達した5か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、「当該時点で正社員となった。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、D部門等で臨時職員として採用した者について、20歳に達した後に正社員とし、その時点で厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 738

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月ごろから 45 年 3 月ごろまで
② 昭和 54 年 3 月ごろから同年 8 月ごろまで
③ 昭和 54 年 9 月ごろから 56 年 9 月ごろまで

申立期間①は、A市B地区にあったC社に勤務しており、D業務とE業務を担当していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、F社でG部長として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、H社で代表取締役であったが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の各事業所における加入記録は存在しない。

2 申立期間①については、C社に照会したところ、「当社が保管する当時のI支社の厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の控えを確認したものの、申立人の名前は該当が無く、また、人事記録等は廃棄しているため、申立人の勤務状況についても確認できなかった。」との回答があった上、J保険組合に照会したものの、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、申立人は、申立期間①当時、当該事業所で一緒に勤務していた同

僚等の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間においてC社I支社で厚生年金保険被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された者のうち、同支社で社会保険事務担当であった者を含む4人に照会したところ、いずれも、「申立人については知らない。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、「E業務を担当していた。」と主張しているが、上述の4人のうち二人は、「E業務は、本社で研修を受けた幹部候補生が行っており、入社して間もない者がE業務を行うことは無い。」と供述していることを踏まえると、申立内容には不自然な点も見受けられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間②については、当時の事業主の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がF社に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、商業登記簿謄本により、当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認された者に照会したところ、「当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことは無く、厚生年金保険料を給与から控除したことも無い。また、当時、自分は国民年金に加入していた。」と供述している上、社会保険事務所の記録により、同人が、申立期間②当時は国民年金に加入し、その保険料をすべて納付していたことが確認できる。

さらに、申立人が当時一緒に勤務していた同僚とする者二人のうち個人が特定できた一人に照会したところ、「当時、自分は、当該事業所と同業種で、競争関係にあった会社に勤務していたため、当該事業所に勤務していたはずが無い。」と供述している上、社会保険事務所の記録によると、同人は、申立期間②において厚生年金保険に加入していた形跡が無い。

加えて、当該同僚二人のうち他の一人については、申立人が名字しか記憶していないため個人を特定することができず、同人から申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立期間③については、H社の登記簿謄本により、申立人が、同社が設

立された昭和 54 年 8 月 21 日から 55 年 8 月 31 日までは同社の代表取締役であり、同日から 57 年 6 月 15 日までは取締役であったことが確認できるが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚及び申立人と共に取締役であった者に照会したところ、いずれも、「当該事業所は厚生年金保険の適用を受けていなかった。」と供述しているとともに、このうち申立人が同僚とする者は、「当時は国民年金に加入し、保険料を納付していた。」と供述している上、社会保険事務所の記録により、同人が申立期間③において国民年金に加入し、一部を除きその保険料を納付していたことが確認できるほか、当該取締役であった者も、社会保険事務所の記録によると、申立期間③において厚生年金保険に加入していた形跡が無い。

さらに、当該事業所の商業登記簿謄本により、当時、当該事業所の役員であったことが確認できる者で個人が特定できた者一人及び上述の同僚の一人が当時の状況を知る者として挙げた者に照会したものの、当該事業所において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 739

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 29 年 11 月から 37 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 50 年 4 月から同年 12 月まで
④ 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 52 年 4 月から同年 12 月まで
⑥ 昭和 53 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間①は、A社（現在は、B社）の敷地内にあった同社の下請の会社に勤務した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②は、C社に勤務した期間であるが、当該事業所には、昭和 29 年 11 月から 39 年 1 月まで勤務したにもかかわらず、このうち、昭和 37 年 4 月から退職する 39 年 1 月までの期間については厚生年金保険の加入記録はあるものの、入社当初の 29 年 11 月から 37 年 3 月までの期間については、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間③、④、⑤及び⑥は、D社に季節雇用者として勤務した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、すべての申立期間における厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無い上、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①について、申立人は、勤務した事業所名について記憶しておらず、事業主から申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認で

きない。

また、申立人は、一緒に勤務した同僚の名前についても記憶しておらず、これらの者からも、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、申立人は、A社の敷地内にあった同社の下請の会社に勤務したとしているところ、申立期間当時、当該事業所から業務を請け負っていた会社は計11社確認できるが、申立人はこれら11社のいずれも記憶が無いとしている。

加えて、当該事業所から業務を請け負っていた会社計11社のうち、連絡先が確認できる5社に申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

その上、A社及び当該事業所から業務を請け負っていた会社計11社について、社会保険事務所が保管するこれら事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間②においてC社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和44年11月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主の所在も不明であるほか、当時の事務担当者も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、申立人及び同僚7人について、社会保険事務所の記録から、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者の資格取得日との関係をみると、採用時期から資格取得日までは一律ではなく、従業員ごとに異なることが確認できることから、当該事業所は、何らかの基準により、従業員ごとに加入時期について判断し、入社後、一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測される。

加えて、上記の同僚一人からは、「申立期間当時、当該事業所には、社員と日雇労働者があり、社員として採用になった者は、入社と同時に厚生年金保険に加入したが、日雇労働者として採用された者は、厚生年金保険

に加入しておらず、日雇労働者健康保険に加入していた。私の場合、日雇労働者から社員になるまで約5年要した。」との供述があり、申立人についても、日雇労働者であった可能性を否定できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間③、④、⑤及び⑥については、雇用保険の記録により、昭和50年4月2日から同年12月2日までの期間、51年4月15日から同年12月29日までの期間、52年5月2日から同年12月28日までの期間及び53年4月1日から同年5月31日までの期間はD社に勤務していたことが認められるが、申立期間⑥のうち、53年6月1日から同年12月29日までの期間は別の事業所に勤務していることが確認できる。

また、当該事業所に対し、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「申立期間当時、一般の季節雇用者は、厚生年金保険に加入しておらず、季節雇用者で厚生年金保険に加入していたのは、班の責任者に限られていた。このため、一般の季節雇用者は、E国民健康保険組合に加入していた。申立人は、一般の季節雇用者であったことから、厚生年金保険に加入していない。」旨の回答があった。

さらに、当該事業所の経理事務を担当していた同僚から、「申立期間当時、D社には、一般の季節雇用者が60人から70人ほどおり、そのほかこれら一般の季節雇用者の責任者として十数人程度の季節雇用者がいた。これらの季節雇用者のうち、厚生年金保険に加入していたのは、責任者の季節雇用者だけであり、一般の季節雇用者は、厚生年金保険に加入していなかった。」との供述があり、これは先述の事業主の回答と符合する。

加えて、申立期間当時、当該事業所において現場の責任者であった別の同僚からは、「申立人は、当時、一般の季節労働者として当該事業所に勤務していた。このため、申立人は、厚生年金保険に加入していなかった。」との供述があった。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月から35年11月まで

昭和34年1月ごろから35年11月ごろまでA社（現在は、B社。）C出張所に勤務し、D社E事業所のF工事においてG職として働いた。

その後、昭和36年1月からは、D社E事業所のH工事において、A社C出張所のG職として働いた。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和36年1月からのH工事業務に係る加入記録はあるが、最初に勤務した34年1月から35年11月までのF工事業務に係る加入記録が無い。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社C出張所に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてB社に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、二人は既に死亡しており、ほか一人は連絡先不明のため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

加えて、申立人の当該事業所への就職のあっせんをしたとされる同僚には、当該事業所における厚生年金保険の加入が確認できない上、別の同僚一人は、入社日から相当経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、また、別の同僚からは、「当該事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかった。同じ従業員でも厚生年金保険に加入している者と加入していない者がいた。」との供述があった。

このことから、当該事業所において、厚生年金保険の加入については、事業所における職種等、何らかの基準により、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わず、かつ、従業員ごとに加入の判断を行っていたものと推測される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 6 月から 28 年 5 月まで
② 昭和 28 年 5 月から 29 年 2 月まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間①のうち、昭和 27 年 6 月 25 日から同年 9 月 30 日までは A 社で厚生年金保険の加入記録があると回答があった。しかし、私は B 社を退職した後、すぐに C 社の社長に社会保険があるからと誘われて同社に入社し、28 年 5 月ごろまで勤務した。したがって、申立期間①の加入記録は間違っており、同期間は C 社で勤務し厚生年金保険に加入していたはずである。

また、A 社には C 社を退職してすぐに入社したはずなので、申立期間②について、A 社での厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 C 社に係る申立期間①について、申立人が名前を挙げた社長は既に死亡している上、社長以外に名前を挙げた別の役員も所在不明のため、申立期間当時の状況を確認することができない。

また、申立人は、当該事業所において一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所の記録から、申立期間に当該事業所で勤務していたことが確認できた者 8 人に照会したところ、4 人から回答を得たが、申立人と同じ D 職の者はおらず、いずれも申立人に関する記憶は無いほか、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことを裏

付ける供述は得られなかった。

なお、当該事業所は、平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなり、当該事業所の閉鎖登記簿から当時の役員を確認したが、社長は既に死亡しているほか、他の役員も住所の特定ができないため、申立期間当時の状況を確認することはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する申立期間の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 A社に係る申立期間②について、申立人は、一緒に勤務した同僚の名前を記憶していない。

また、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者は35人確認できたが、社会保険庁のオンライン記録で所在が確認できた4人に申立期間当時の状況を確認したところ、いずれも申立人に関する記憶は無いほか、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、当該事業所は、昭和27年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、上述の被保険者名簿で確認することができた35人のうち、24人が当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日が適用事業所に該当しなくなった日と同日付けであることから（他の者はそれ以前に喪失している。）、申立期間当時、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

加えて、当該事業所の閉鎖登記簿から当時の役員を確認したが、社長は既に死亡しているほか、他の役員も住所の特定ができないため、申立期間当時の状況を確認することはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 742

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 34 年 3 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで
⑤ 昭和 40 年 8 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで

申立期間①及び②は、昭和 33 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社。）に C 職見習として入社し、38 年 5 月 1 日まで勤務していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③及び④は、昭和 38 年 5 月に D 社に E 職見習として入社し、40 年 8 月 1 日まで勤務していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間⑤は、F 社に C 職及び E 職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。
- 2 申立期間①については、申立人と同期入社と同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことは推認できる。
しかしながら、B 社に照会したものの、当時の資料は廃棄しているため、申立人の厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。
また、社会保険事務所の記録により、当該事業所において申立人と同様

に昭和 33 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できるとともに生存が確認された者のうち、申立人と同様の C 職であったことが確認された 3 人に照会したところ、いずれも、「昭和 33 年 4 月 1 日から当該事業所に勤務していた。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、C 職について、採用後、一定期間をにおいて厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間②については、B 社に照会したものの、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、申立人は、申立期間②当時、A 社において同僚一人と一緒に勤務していたと主張するが、申立人が同人の名字しか記憶していないため個人を特定することができず、同人から、申立期間②における申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、上述の申立人と同期入社 of 者及び社会保険事務所の記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したものの、申立人が当該事業所に昭和 38 年 5 月 1 日まで勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立期間②のうち昭和 35 年 6 月 1 日から 36 年 7 月 1 日までの期間について、申立人が当該事業所とは異なる G 社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるなど、申立人の主張には不自然さが見受けられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立期間③及び④については、申立人は、当時、D 社において同僚一人と一緒に勤務していたと主張するが、申立人が同人の名字しか記憶していないため個人を特定することができず、同人から、両期間における申立人の勤務状況等について確認することができない上、社会保険事務所の記録により、両期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会しても、申立人が当該期間において当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、D 社に照会したところ、「当時は入社日から厚生年金保険に加入させていた。」との回答があった上、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書の控えにより、事業主が、申立人の被保険者資格の取得及び喪失について年金記録どおりの届出を行ったことが確認できるとともに、社会保険事務所の記録

により、両期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに生存が確認された者に照会しても、自身が記憶する入社日又は退社日が厚生年金保険の記録と相違する例は確認できなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立期間④のうち昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 3 月 30 日までの期間について、申立人が当該事業所とは異なる F 社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるなど、申立人の主張には不自然さが見受けられる。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

5 申立期間⑤については、F 社の当時の事業主に照会したものの、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、当時、当該事業所において同僚一人と一緒に勤務していたと主張するが、申立人が同人の名字しか記憶していないため個人を特定することができず、同人から、申立期間⑤における申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間⑤において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに生存が確認された者に照会したものの、申立人が申立期間⑤において勤務していたことを裏付ける供述は得られなかったほか、このうち一人が、「申立人が勤務していた記憶はあるが、短い期間であった。」と供述していることを踏まえると、申立人が当該事業所に勤務していたのは申立期間⑤ではなく、上述の申立期間④中の 3 か月間であったと考えるのが妥当である。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。